

令和2年度第2回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年8月3日(月) 14:00~15:00
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室
- 3 出席者
公益代表委員 4名(青山喜佐子、大城郁寛、島袋秀勝、宮里善博 敬称略)
労働者代表委員 5名(石川修治、鎌田健嗣、砂川安弘、宮城千絵 敬称略)
使用者代表委員 5名(上里芳弘、親川進、田端一雄、比嘉華奈江、福治嗣夫 敬称略)
- 4 議題
 - (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達)
 - (2) 令和2年度沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有無について(諮問)
 - (3) 最低賃金基礎調査結果報告について
 - (4) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達)
事務局より、新型コロナウイルス感染症による影響により広範囲の業種で経済的な悪化がみられること等を背景に、中央最低賃金審議会の答申において目安が示されなかったこと、目安に関する運営小委員会各回の資料等について、説明を行った。
 - (2) 令和2年度沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有無について(諮問)
令和2年7月に沖縄県新聞業外3業種に係る最低賃金改正意向申し出が関係労働者側から提出されたことから、沖縄地方最低賃金審議会会長に対し、沖縄労働局長より改正の必要性審議に係る諮問が行われた。
 - (3) 最低賃金基礎調査結果報告について
事務局より、令和2年度最低賃金基礎調査結果について報告を行った。
 - (4) その他
特記事項なし。

以上

令和2年度第2回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（中賃答申）
- 2 沖縄県における最低賃金と生活保護費等の比較について
- 3 特定（産業別）最低賃金の改正に係る申出書（写）
- 4 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性有無に係る諮問（写）
- 5 最低賃金基礎調査結果報告
- 6 沖縄県最低賃金改定状況の推移及び年度別決定一覧
- 7 沖縄県最低賃金改定に伴う未満率、影響率の推移
- 8 意見書等
 - (1) 「最低賃金額の引上げと地域間格差及び中小企業支援強化を求める会長
声明について」 (令和2年6月30日付け 沖縄弁護士会)
 - (2) 「要請書」 (2020年7月28日付け 沖縄県労働組合総連合)
 - (3) 「沖縄県最低生計費資産調査の結果について」
(2020年7月28日付け 沖縄県労働組合総連合)

令和2年度第2回
沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和2年8月3日(月) 14:00～
場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館
2階共用大会議室(2階)

議 事 次 第

- 1 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達)
- 2 令和2年度沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有無について(諮問)
- 3 最低賃金基礎調査結果報告について
- 4 その他

Press Release

令和2年7月22日(水)

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 五百旗頭 千奈美

課長補佐 松本 篤人

手計 高志

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5532)

(直通電話) 03 (3502) 6757

報道関係者 各位

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について

本日開催された第57回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。

地方最低賃金審議会において、上記見解を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望。

来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当。

この答申は、今年の6月26日に開催された第56回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

1円以上の有額の目安を示さなかったのは、平成21年度以来であり、目安が時間額に統一された平成14年度以降5回目となります。

- 別 添 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 別紙1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解
- 別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告
- 参考1 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要
- 参考2 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ
- 参考3 地域別最低賃金の全国加重平均と引き上げ率の推移
- 参考4 令和元年度地域別最低賃金額

令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 2 年 7 月 21 日

- 1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
 - ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
 - ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること
- 等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

- (3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

- (4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 2 年 7 月 21 日

1 はじめに

令和 2 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても 10 月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の 1,013 円でも 2,000 時間働いて年収 200 万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に 800 円以下の地域をなくすこと、トップランナーである A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小

企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「特定最低賃金」の二種類が設定されている。

3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和 53 年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成 14 年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成 14 年度以降時間額で示すこととなっている。

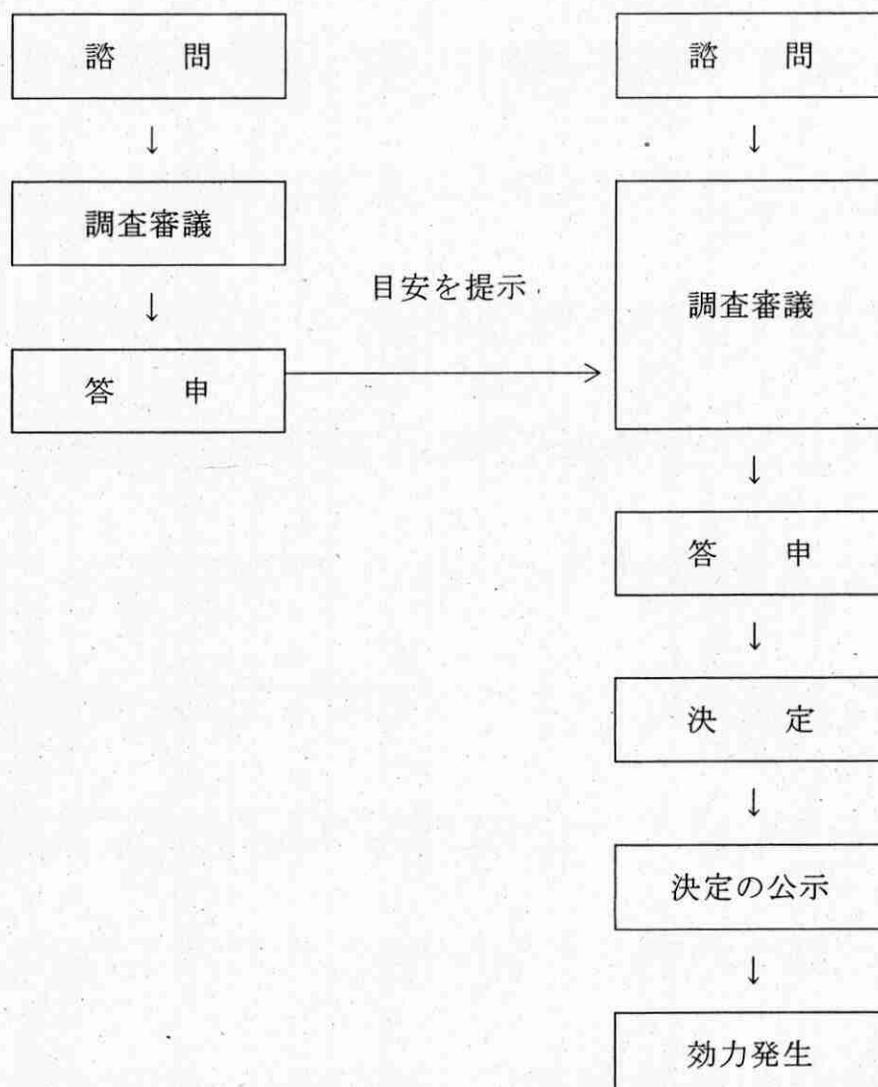
目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

【目安審議】

【地域別最低賃金審議】



地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

(単位：円、%)

年度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
最低賃金額										
時間額	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901
対前年度引上げ額	17	7	12 (※)	(15)	16	18	25 (※)	25	26	27
(前年比、%)	(2.38)	(0.96)	(1.63)	(2.00)	(2.09)	(2.31)	(3.13)	(3.04)	(3.07)	(3.09)

(注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 ()内は引上げ率 (%)を示す。

3 (※)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分 (24年度は+2円、28年度は+1円)が含まれる。

令和元年度地域別最低賃金額改定状況

ランク	都道府県名	最低賃金時間額（単位：円）	発効年月日
A	東 京	1,013	令和元年10月1日
	神 奈 川	1,011	令和元年10月1日
	大 阪	964	令和元年10月1日
	愛 知	926	令和元年10月1日
	埼 玉	926	令和元年10月1日
	千 葉	923	令和元年10月1日
B	京 都	909	令和元年10月1日
	兵 庫	899	令和元年10月1日
	静 岡	885	令和元年10月4日
	滋 賀	866	令和元年10月3日
	茨 城	849	令和元年10月1日
	栃 木	853	令和元年10月1日
	広 島	871	令和元年10月1日
	長 野	848	令和元年10月4日
	富 山	848	令和元年10月1日
	三 重	873	令和元年10月1日
	山 梨	837	令和元年10月1日
C	群 馬	835	令和元年10月6日
	岡 山	833	令和元年10月2日
	石 川	832	令和元年10月2日
	香 川	818	令和元年10月1日
	奈 良	837	令和元年10月5日
	宮 城	824	令和元年10月1日
	福 岡	841	令和元年10月1日
	山 口	829	令和元年10月5日
	岐 阜	851	令和元年10月1日
	福 井	829	令和元年10月4日
	和 歌 山	830	令和元年10月1日
	北 海 道	861	令和元年10月3日
	新 潟	830	令和元年10月6日
徳 島	793	令和元年10月1日	
D	福 島	798	令和元年10月1日
	大 分	790	令和元年10月1日
	山 形	790	令和元年10月1日
	愛 媛	790	令和元年10月1日
	島 根	790	令和元年10月1日
	鳥 取	790	令和元年10月5日
	熊 本	790	令和元年10月1日
	長 崎	790	令和元年10月3日
	高 知	790	令和元年10月5日
	岩 手	790	令和元年10月4日
	鹿 児 島	790	令和元年10月3日
	佐 賀	790	令和元年10月4日
	青 森	790	令和元年10月4日
	秋 田	790	令和元年10月3日
	宮 崎	790	令和元年10月4日
沖 縄	790	令和元年10月3日	

生活保護と最低賃金との比較（沖縄県）

I 前提

○ 若年単身 → 生活保護基準では12～19歳・単身世帯

・ 冬季加算地区	→ VI区	
・ 県内級地別人口	→	
	1級地-1	0人
	1級地-2	0人
	2級地-1	319,435人
	2級地-2	0人
	3級地-1	687,623人
	3級地-2	426,508人
	計	1,433,566人

※平成27年国勢調査（人口等基本集計）による市町村別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（平成30年度）

①第1類費+第2類費（冬季加算を除く）

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると、

$$(71,680 \text{ 円} \times 319,435 \text{ 人} + 67,470 \text{ 円} \times 687,623 \text{ 人} + 65,080 \text{ 円} \times 426,508 \text{ 人}) \\ \div 1,433,566 \text{ 人} \\ = \underline{67,697 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$$

②第2類費のうち冬季加算（1か月平均）

沖縄においては、冬季加算地区区分VI区に分類され、11月から翌年3月までの5月となる。

$$2,580 \text{ 円} \times 5 \div 12 = \underline{1,075 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$$

③期末一時扶助費（1か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1か月平均）

$$2 \text{ 級地-1} \quad 12,640 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1,053 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず}) \\ 3 \text{ 級地-1} \quad 11,390 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 949 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず}) \\ 3 \text{ 級地-2} \quad 10,760 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 897 \text{ 円} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$$

$$(1,053 \text{ 円} \times 319,435 \text{ 人} + 949 \text{ 円} \times 687,623 \text{ 人} + 897 \text{ 円} \times 426,508 \text{ 人}) \\ \div 1,433,566 \text{ 人} \\ = \underline{957 \text{ 円}} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入せず})$$

令和2年度 特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出一覧表

業種別 (産業別)	申出代表者氏名	申出労働者数 (a) 人	適用労働者数 (b) 人	適用事業者数	同意率 (a/b)	申出労働者数労働組合別内訳 (機関決定別)	申出労働者数個別合意内訳
沖縄県糖類製造業 (E095 糖類製造業)	全沖縄製糖労働組合 有一 執行委員長 新垣	271	580	18	46.72%	北部製糖.....17	
						ゆがふ製糖.....43	
						久米島製糖.....39	
						沖縄製糖.....33	
						宮古製糖.....81	
						石垣島製糖.....38	
						大東糖業.....20	
						合計.....271	
沖縄県新聞業 (G413 新聞業)	琉球新報労働組合 史哲 委員長 謝花	336	660	10	50.91%	琉球新報社.....156	
						沖縄タイムス社.....158	
						宮古毎日新聞社.....6	
						八重山毎日新聞.....16	
						合計.....336	
沖縄県各種小売業 (I569 各種小売業)	リウボウインダストリー労働組合 西村 亮 委員長	3540	6,720	28	52.68%	イオン琉球.....3,382	
						リウボウインダストリー.....158	
						合計.....3,540	
沖縄県自動車(新車) 小売業 (I5911自動車(新車) 小売業)	琉球ダイハツ労働組合 正格 委員長 喜屋武	1,695	2,020	68	83.91%	トヨタカローラ沖縄.....155	
						沖縄トヨタ.....278	
						琉球ダイハツ.....238	
						沖縄トヨペット.....127	
						沖縄ホンダ.....274	
						ネッツトヨタ沖縄.....92	
						スズキ自販沖縄.....221	
						沖縄マツダ.....76	
						沖縄スバル.....45	
						琉球日産自動車.....130	
						いすゞ自動車九州.....59	
						合計.....1,695	

資料No 3

2020年7月6日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 那覇市泉崎1-10-3

労働組合名 琉球新報労働組合

代表者名 委員長 謝花史哲

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 新聞業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、新聞業 を営む使用者に使用される労働者 336 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県 新聞業 最低賃金
3. 申出の内容
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球新報労働組合は傘下組合員の該当する新聞業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県新聞業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年 6月30日

機関決定：第41回執行委員会
組合名：琉球新報労働組合
代表者名：執行委員長 謝花
住 所：那覇市泉崎1-10-3

産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄タイムス労働組合は傘下組合員の該当する新聞業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県新聞業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年6月26日

機関決定：第10回執行委員会
組合名：沖縄タイムス労働組合
代表者名：執行委員長 阿部 岳
住 所：那覇市久茂地2-2-2

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年6月26日

1. 申出代表者

住 所 那覇市泉崎 1-10-3

氏 名 謝花史哲

琉球新報労働組合 委員長

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
沖縄タイムス労働組合	那覇市久茂地2丁目2番2号	伊集 竜太郎 

産業別最低賃金の改正に関する決議

宮古日報新聞 労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

〇 年 7 月 2 日

機関決定： 執行委員会
組合名： 宮古日報新聞労働組合
代表者名： 恩川 川貞治(執行委員長)
住 所： 沖縄県宮古市本良字東伴守報427の5
〒902-0202

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2年7月2日

1. 申出代表者

住所 那覇市泉崎 1-10-3

氏名 謝花史哲
琉球新報労働組合 委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ㊟
宮古毎日新聞労組	沖縄県宮古島市良字東伊原根42707 〒901-202	恩川真治

産業別最低賃金の改正に関する決議

八重山毎日新聞 労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020 年 7 月 7 日

機関決定： 第5回役員会
組合名： 八重山毎日新聞労働組合
代表者名： 執行委員長 鈴木 成
住 所： 沖縄県石垣市宇登野城 614

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年7月7日

1. 申出代表者

住所 那覇市泉崎 1-10-3

氏名 謝花史哲
琉球新報労働組合 委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名
八重山毎日新聞 労働組合	沖縄県石垣市宇登野城614	鈴木成

新聞業賃金格差疎明資料

2019

企業名	時間額	差額
琉球新報	■	
沖縄タイムス	■	
宮古毎日新聞	■	
八重山毎日新聞	■	

企業名	初任給
琉球新報	■
沖縄タイムス	■
宮古毎日新聞	■
八重山毎日新聞	■

新聞業賃金格差疎明資料

2020

企業名	時間額	差額
琉球新報	■	
沖縄タイムス	■	
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞		

企業名	平均賃金	初任給
琉球新報	■	■
沖縄タイムス		■
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞		

令和2年7月27日
新聞業
申出代表者 當真正武

新聞業特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働側の考え方について

インターネットの普及とSNS（会員制交流サイト）の広がり、世界中のさまざまな情報が瞬時に飛び交う中、不確かな内容やフェイクニュース（偽の情報）を含んだもの、人権を侵害するヘイトスピーチもネット上で拡散されています。そんな時代だからこそ現場記者数が多く、これまで培ってきた取材網と取材力を発揮してファクト（事実）を正しく国民に伝えるメディアとして新聞が果たすべき役割は重要性を増していると考えています。

離島県・沖縄では宮古や八重山地域にも新聞社があり、地域に密着した情報を伝えています。地域紙が自らの地域、生活について考える根拠となる情報を提供し、読者の知る権利に応えることは健全な民主主義社会を構築する上で不可欠と自負しています。

その新聞業を支えているのは、現場の従業員です。業界全体の維持・発展のためにも、安定した生活が得られなければ健全なジャーナリズムは維持されず、新聞社としての使命を果たせない事態を招きかねません。

新聞産業の経営環境が厳しさを増す中、今年新型コロナウイルスの影響で社会、経済活動が低下し、広告需要は激減。新聞社主催によるさまざまなイベントも中止・延期が相次いでいます。しかし、コロナ禍の今だからこそ、地域に根差した新聞社として国民に正確できめ細やかな情報を提供することが求められています。

新聞業界では近年、若手を中心に離職者が多く、入社希望者は減少傾向にあります。特に最低賃金の具体的な適用対象と想定されるパート、アルバイト労働者は募集してもなかなか集まらないのが現状です。低賃金層の待遇を改善することは、経営側にとっても業務の発展に寄与するものと考えます。待遇改善が図られないことで人が集まらず、現場の労働環境がひっ迫し業務に悪影響が出てさらに売り上げが低下する…という悪循環を招かないためにも、低所得層の待遇改善のための最低賃金の引き上げは喫緊の課題です。新聞を支えているパート、アルバイト労働者の待遇改善は、新聞業界が10年後も魅力ある産業であり続けるために必要不可欠です。

新聞産業がコロナ禍を乗り越え、健全に維持・発展するためにも業界内の低所得層に対して改善を求めます。ぜひ前向きなご判断を期待いたします。

特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書

令和2年7月28日

1 所属団体等

- (1) 名 称 株式会社八重山毎日新聞
- (2) 所 在 地 沖縄県石垣市登野城 614 番地
- (3) 業 種 新聞発行業
- (4) 代 表 者 黒島安隆
- (5) 構 成 員 35 名
- (6) 関係人職氏名 代表取締役社長 黒島安隆
- (7) 事業場名 株式会社八重山毎日新聞

2 業界の経済状況

昨年度は、改元の祝賀ムードに加え、東京五輪 2020 のプレイベントが数多く予定され、希望に満ちたスタートでした。県内観光は海外クルーズ船を含めて空・海とも好調で、さらに公共事業も順調に推移した。開発ラッシュで宮古島市はバブル経済と言われ、家賃が高騰して住民が悲鳴をあげるほど活況で、大きな話題となりました。

県内各地の経済活動は旺盛で、浦添市のパルコに続いて豊見城市豊崎のイーアス沖縄など大型店の建設もあって、雇用状況も高い伸び率を示し、人手不足で海外に労働力を求めるほどでした。

しかし、年が明けると状況は一転、予期せぬ新型コロナウイルスの侵入で、県経済はたちまち苦境に陥っています。

新型コロナは、観光客減に伴うホテルや観光バス、タクシー、土産店、飲食店など各面に甚大な被害を広げていますが、新聞業界もその中のひとつです。

これはあまり表面化しません。ところが新聞社のダメージは深刻で、経営環境は悪化の一途にあります。

簡単に状況を説明すると、新聞社の経営は購読料と、広告やチラシなどを収入の柱としています。それが新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大幅減収となったのです。

新型コロナの感染対策で自粛機運が高まり、3～6月のイベントは軒並み中止となりました。これにより新聞社は営業活動がほとんどできず、さらにスーパーなどのチラシも停止、その影響は新聞社はもとより販売店にも広がりを見せました。しかし日々の新聞発刊を休むわけにはいかず、先行き不透明感の漂う中で、景気回復に向けて我慢を続けているのが現状です。

3 業界の労働状況

新聞業界は近年のインターネットの普及に伴い、新聞の無読者層が増加。さらに昨年春の新聞用紙の大幅値上げ、賃金上昇などで厳しい経営を余儀なくされています。さらに新聞用紙をはじめとする資材高騰も重なり、昨年からは大手新聞社を中心に大幅リストラに踏み切る会社が相次いでいます。

4 業界の賃金状況

新聞業は、かつてリーディング産業として人気業種で、他の産業に比べても高い最低賃金が設定されていたが、現在の新聞業界は、インターネットの普及により、購読の必要性や広告宣伝の効果が薄れ、販売収入、広告収入ともに増収の見込みは立たない。そのような中、少子高齢化も重なり、定期採用も難しくなるほど人手不足が深刻化し、毎年上昇を続ける賃金に経営は年々圧迫されている。

さらに販売店を直営する新聞社に至っては、年間を通して新聞配達人の確保に追われ、賃金上昇に苦しんでいるところです。

5 産業別最低賃金の改正の意見・要望

新型コロナウイルスの影響は甚大です。チラシ、広告は激減し、イベント等も中止・延期となり、収入はひどく落ち込んでいます。しかし、現状では購読料を上げる事も難しく、今後販売収入が大幅に伸びる見込みも見いだせません。

今回の専門部会では、新聞業界の窮状を理解していただき、賃金上昇については凍結するよう願申し上げます。

2020年 6月 25日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 那覇市久茂地 1-1-1

労働組合名 リウボウインダストリー労働組合

代表者名 西村 亮

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県各種商品小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲

沖縄県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 3,540 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

沖縄県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

5. 添付書類

- ① 機関決定の写
- ② 個々の労働者における合意書
- ③ 申出代表者に対する委任状
- ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上

2020.7.16

2.7.16

産業別最低賃金の改正に関する決議

リウボウインダストリー労働組合は傘下組合員の該当する各種商品小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県各種商品小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年 6月 25日

機関決定：執行委員会

組合名：リウボウインダストリー労働組合

代表者名：西村 亮

住 所：那覇市久茂地 1-1-1



産業別最低賃金の改正に関する決議

イオン琉球労働組合 労働組合は傘下組合員の該当する^{沖縄県}各種^品小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県各種^品小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年 6月18日

機関決定：第5回中央執行委員会

組合名：イオン琉球労働

代表者名：中央執行委員長 仲村

住 所：〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城530番地
マックスバリュート日橋店 3階

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年6月18日

1. 申出代表者

住所 那覇市久茂地 1-1-1

氏名 西村 亮

リウボウインストア-労働組合 委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
イオン琉球労働組合	〒900-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城530番地 マックスバリュ-日橋店 3階	中央執行委員長 仲村 

各種商品小売業賃金格差疎明資料

2019

企業名	時間額	差額
リウボウインダストリー	■	
イオン琉球	■	
サンエー	■	

*リウボウ、イオンは、労組からの情報を記載

*サンエーは、ホームページの求人が一番低い額を記載

各種商品小売業賃金格差疎明資料

2020

企業名	時間額	差額
リウボウインダストリー	■	
イオン琉球	■	
サンエー	■	

令和2年 月 日
各種商品小売業
申出代表者 西村 亮

各種商品小売業

特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働者側の考え方について

衣・食・住を扱う「各種商品小売業」は、沖縄県民にとって日常生活には欠かせない産業であります。

日常の生活に密接し、台風等の災害時や正月・旧盆の時期も、衣・食・住を提供しています。また、営業時間も24時間営業など朝から深夜まで懸命に働く者が、県民の生活を支えることに対して、使命感を持って仕事をしています。

更に今年は、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大の影響で、緊急事態宣言による外出自粛要請が国や県から発出されるなか、食料品や医療品等の生活必需品の業種はライフラインとして営業継続が求められました。娯楽施設等は閉鎖し、そんな中でも営業を続ける小売店に人が押し寄せ、更に人手不足で忙しさも増大し、常に感染リスクと隣り合わせのなか働き続けました。

「各種商品小売業」にとって、昨年につき本年も特定（産業別）最低賃金の改正がなされず、地域別最低賃金と同等の場合、他産業との賃金格差は広がり、他の企業や業種のみならず労働者が集中してしまい、本産業の発展を阻害する可能性すらあります。また「本産業の労働者の雇用を守る」といった観点や「現場の維持」に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、「パート、派遣、契約等」で雇用されていた多くの人々が、様々な理由で離職を余儀なくされ仕事を求めている現状があります。しかし一方で、人手不足で疲弊している企業も散見されます。そういった労働のミスマッチを解消し、魅力ある産業にするためにも、特定（産業別）最低賃金の引き上げは必要だと考えます。

特定（産業別）最低賃金の審議を通じて、労使ともに公正競争への理解を深めることは、ライフラインを支える「産業の発展と、従業員の暮らしの豊かさ」の両立につながります。以上の考え方を踏まえた審議となるよう、ご理解お願い致します。

以上

産業別最低賃金関係労使意見概要書（使用者側）

1. 所属団体等

- (1) 名称 株式会社リウボウホールディングス
 (2) 所在地 那覇市久茂地1丁目1番地1号
 (3) 業種 百貨店（各種商品小売業）
 (4) 代表者 代表取締役社長 糸数剛一
 (5) 構成人 労働者数 281人（うち正社員107人）
 (6) 関係人職氏名 リウボウホールディングス人事部長 親川 純
 (7) 事業場名 デパートリウボウ（株式会社リウボウインダストリー）

2. 業界の経済状況

- (1) 一般的な景況 わが国経済は、昨年末には10月の消費税率引上げによる駆け込み需要の反動減や台風、暖冬などの影響により景気の後退が見られ、本年1月には一部消費に改善の動きも見られたものの、新型コロナウイルスの影響が拡がり始めた2月以降は外出自粛や学校の臨時休校、店舗への休業要請等が深刻な経済活動の停滞につながっている。

沖縄県内においても、新型コロナウイルスの影響で基幹産業である観光業を中心に甚大な被害を受けており、一刻も早い事態の収束が望まれる状況である。

3. 業界の労働状況

コロナ禍の状況に陥るまでは、新規コンビニチェーンの進出や、商業施設の増加等により、従業員の確保が困難な状況が見られ、一部 営業時間短縮の動きも見られた。コロナ禍においては、感染拡大の防止という観点からの営業時間短縮や、営業自粛等により、企業によっては出勤調整等が行われている状況である。

4. 賃金状況

(1) 正社員の初任給

- ①大学卒 [] 円
 ②短大卒（専門学校） [] 円
 ③高校卒 [] 円

(2) パート・アルバイトの基本時間給

- パート [] 円 ([])
 アルバイト [] 円 ([])

(3) 個別賃金額あるいは賃金水準の決定要因

個別賃金については、総額人件費の原資の枠に納めるべく人事考課規程等に定められた基準に従って定期昇給を含めた賃金の改定を行う。（労使交渉にて情報交換）
 賃金水準については、企業の支払い能力、世間相場等を勘案し、組合要求に対し回答。

5. 産業別最低賃金の改正について（意見・要望）

ここ数年は、インバウンド効果による後押しもあり、大型商業施設やホテルの新規開業が続くなど、個人消費や企業業績の好転を予感させる状況が続いておりました。しかしながら、昨年の消費税増税以降、消費が停滞したタイミングでのコロナ禍の急速な拡大により、観光業を基幹産業とする沖縄の経済は深刻な打撃を受けています。県内小売業界においても、巣ごもり需要に適した食料品やマスク・消毒液といった衛生用品、ドライブスルーや宅配需要等で一部、伸長が見られる品目があるものの、県内消費者の外出自粛や、テレワークの拡大、学校の臨時休校等による客数の大幅な減少に止まらず、入域観光客数が激減している状況も加わって、当社では直近4月～6月の3ヶ月売上実績が前年対比で約6割減となるなど、これまでに経験した事の無い、大変厳しい経営環境にさらされております。

このような状況の中、各企業では「同一労働・同一賃金」への対応として、本年度より短期・有期労働者の給与改善や正社員化等、既に従業員の待遇改善に向けた取り組みを行う事で人件費が増加している企業が多いと考えられる事から、現時点で企業側に最低賃金を引き上げる体力は無く、むしろ雇用をいかに維持していくかという問題に直面している状況であると考えます。

2020年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 浦添市城間2135

労働組合名 琉球ダイハツ労働組合

代表者名 喜屋武 正格

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲

沖縄県において、自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 ^{1,695} ~~450~~

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

沖縄県特定（産業別）最低賃金

3. 申出の内容

上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

5. 添付書類

- ① 機関決定の写
- ② 個々の労働者における合意書
- ③ 申出代表者に対する委任状
- ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
- ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球ダイハツ労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、
沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

令和2年 6月 8日

機関決定：第12回執行委員会
組 合 名：琉球ダイハツ労働組合
代表者名：喜屋武 正格
住 所：浦添市城間21

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年6月5日

1. 申出代表者

住所 浦添市城間 2135

氏名 喜屋武正格

琉球タイハツ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
沖縄トヨタ労働組合	沖縄県那覇市安謝 664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3F	当真義也 

産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄トヨタ労働組合は傘下組合員の該当する自動車(軽)小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車(軽)小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年6月5日

機関決定： 第10回 執行委員会
組合名： 沖縄トヨタ労働組合
代表者名： 執行委員長 菅真義
住 所： 沖縄県那覇市安謝664番地
沖縄トヨタ安謝ビル3F

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年6月4日

1. 申出代表者

住所 浦添市城間 2135

氏名 喜屋武 正格

琉球ダイハツ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
トヨタ-沖縄労働組合	沖縄県浦添市城間4-7-3	上原正由

産業別最低賃金の改正に関する決議

トヨタカ-沖縄労働組合は傘下組合員の該当する自動車(新)小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車(新)小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年6月4日

機関決定： 第9回執行委員
組合名： トヨタカ-沖縄労働組合
代表者名： 執行委員長 上原正
住 所： 浦添市城間4-7-3

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年 6月 10日

1. 申出代表者

住所 浦添市城隋 2135

氏名 喜屋武 正格

琉球ダイイツ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 (印)
沖縄トヨペット労働組合	浦添市字港川244番地	比嘉 淳志

産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄トヨペット労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年6月10日

機関決定： 第6回執行委員会
組合名： 沖縄トヨペット労働組合
代表者名： 執行委員長 比嘉 淳志
住 所： 浦添市字港川244番地

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年 6月 19日

1. 申出代表者

住所 浦添市城間 2135

氏名 喜屋武 正格

琉球ダイハツ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
沖縄ホンダ労働組合	沖縄県浦添市仲間 1-3-1 2階	前門 秀明

産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄ホンダ労働組合は傘下組合員の該当する自動車(新車)小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年 6月 19日

機関決定：第5回執行委員会

組合名：沖縄ホンダ

代表者名：前門 秀弥

住 所：沖縄県浦添 -3-1 2階

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

R+年6月24日

1. 申出代表者

住所 浦添市城間 2135

氏名 喜屋武 正格

琉球ダイハツ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
ネットヨタ沖縄労働組合	浦添市城間2135	喜屋武正格 (印)

産業別最低賃金の改正に関する決議

ネットヨク沖縄 労働組合は傘下組合員の該当する~~能平小売~~ 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県~~能平小売~~ 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

〇二 年 〇 月 〇 日

機関決定： 第〇回 執行委員会

組合名： ネットヨク沖縄労働組合

代表者名： 執行委員長

住 所： 沖縄市 志川 〇〇



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年6月26日

1. 申出代表者

住所 浦添市城陽 2135

氏名 喜屋武正格

琉球ダイオウ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 ④
スズキ販売労働組合 自派沖縄支部	沖縄県浦添市港川 252-7	渡嘉次 信二 ()

産業別最低賃金の改正に関する決議

スズキ販売 労働組合は傘下組合員の該当する自動車(軽)小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県^{自動車}(軽)小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年6月26日

第8回執行委員会
機関決定：
組合名：スズキ販売労働組合
代表者名：自販沖縄支部
住 所：渡慶次優二
沖縄県浦添市港川252-7

産業別最低賃金の改正に関する決議

沖縄スバル販売労働組合は傘下組合員の該当する自動車(新車)小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年 6月 29日

機関決定：第10回執行委員会
組 合 名：沖縄スバル労働組合
代表者名：執行委員長 小橋川 翔平
住 所：浦添市勢理客4-19-7



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年7月2日

1. 申出代表者

住所 浦添市城間 2135

氏名 喜屋武 正格
琉球タイムス 執行委員長
労働組合

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名
沖縄マツダ労働組合	浦添市字勢理客4-1-5	田中貴裕

産業別最低賃金の改正に関する決議

労働組合は傘下組合員の該当する ^{自転車(新車)} 小売 業の産業別最低

賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 ^{自転車(新車)} 小売 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長

に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年7月2日

機関決定： 第10回 執行委員会
組合名： 沖縄マツダ労働組合
代表者名： 田中貴裕
住 所： 浦添市字野理客4-1-5

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年 6 月 30 日

1. 申出代表者

住 所 浦添市城間 2135

氏 名 喜屋武 正格

琉球ダイハツ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 (印)
琉球日産自動車労組	沖縄県浦添市港川2-1-1	渡口 巧

産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球日産自動車労働組合は傘下組合員の該当する自動車（新車）小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業におけ

る公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020 年 6 月 30 日

機関決定：第5回執行委員会
組 合 名：琉球日産自動車労働組合
代表者名：執行委員長 渡口



産業別最低賃金の改正に関する決議

いすゞ自動車九州労働組合は傘下組合員の該当する自動車小売業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県自動車小売業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年6月30日

機関決定： 第3回幸丸行委員会
組合名： いすゞ自動車九州労働組合
代表者名： 沖縄支部執行委員長 新垣
住 所： 浦添市牧港5丁目

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2020年6月30日

1. 申出代表者

住所 浦添市城間 2135

氏名 喜屋武 正格

琉球タイムズ労働組合 執行委員長

2. 委任者一覧

組合名	所在地	氏名 (印)
いすゞ自動車九州 労働組合 沖縄支部	浦添市牧港 5丁目4-7	新垣 [印]

沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 沖縄県における
労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
	68	2,020
計	68	2,020

業の事業所数と

3. 2の合意する者の事業所の内訳

事業所名	組合名	合意のケース別労働者数			
		労働協約	労使協定	機関決定	個別合意等
トヨタカローラ沖縄	トヨタカローラ沖縄労働組合			155	
沖縄トヨタ	沖縄トヨタ労働組合			278	
琉球ダイハツ	琉球ダイハツ労働組合			238	
沖縄トヨペット	沖縄トヨペット労働組合			127	
沖縄ホンダ	沖縄ホンダ労働組合			274	
ネットトヨタ沖縄	ネットトヨタ沖縄労働組合			92	
スズキ自販沖縄	スズキ販売労働組合 自販沖縄支部			221	
沖縄マツダ	沖縄マツダ労働組合			76	
沖縄スバル	沖縄スバル労働組合			45	
ケース別合計(名)				1506	

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約		
労働協定		
機関決定	9	1,506
個別合意等		
合計	9	1,506

沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 沖縄県における
労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
	68	2,020
計	68	2,020

3. 2の合意する者の事業所の内訳

事業所名	組合名	合意のケース別労働者数			
		労働協約	労使協定	機関決定	個別合意等
	琉球日産自動車労働組合			130	
	いすゞ自動車九州労働組合			59	
	ケース別合計(名)				189

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約		
労働協定		
機関決定	2	189
個別合意等		
合計	2	189

自動車(新車)小売業賃金格差疎明資料
(単位:円)

企業名	募集賃金
沖縄ホンダ	
沖縄スバル	
琉球ダイハツ	
沖縄トヨペット	
ネットトヨタ沖縄	
琉球日産自自動車	
スズキ自販沖縄	

2019
(単位:円)

企業名	平均賃金
沖縄マツダ	
沖縄トヨタ	
トヨタカローラ沖縄	
いすゞ自動車九州	

自動車(新車)小売業賃金格差疎明資料

(単位:円)

企業名	募集賃金
沖縄ホンダ	
沖縄スバル	
琉球ダイハツ	
沖縄トヨペット	
ネットトヨタ沖縄	
琉球日産自自動車	
スズキ自販沖縄	
沖縄マツダ	
沖縄トヨタ自動車	
トヨタカローラ沖縄	
いすゞ自動車九州	

■(高卒)

2020

(単位:円)

企業名	平均賃金
沖縄ホンダ	
沖縄スバル	
琉球ダイハツ	
沖縄トヨペット	
ネットトヨタ沖縄	
琉球日産自自動車	
スズキ自販沖縄	
沖縄マツダ	
沖縄トヨタ自動車	
トヨタカローラ沖縄	
いすゞ自動車九州	

令和 2年 月 日

自動車小売業（新車）

申出代表者 喜屋武 正格

自動車小売業（新車）

特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働側の考え方について

自動車産業は日本の基幹産業であり、沖縄県においても、自動車小売業を支えているのは、そこで働く「人」である。持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、「人」の意欲と活力を高めていく必要がある。自動車は、県民の日常生活に必要不可欠であるとともに、経済を支える重要な基幹産業であります。このことから、産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定（産業別）最低賃金も、産業の魅力高め、競争力の源泉となる人材を確保し、産業・企業が活性化し続けることにも繋がる。そこに働くことの位置づけを高めるべく、相応しい水準であることが必要であると考えます。

現在のコロナ禍において取り巻く環境は厳しい状況下にあるが、地域別最低賃金についても以前からある地域間格差により、沖縄県から他県へ労働力の流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市の労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたと考えます、地域間格差縮小に向けた抜本的な対応を取り、格差是正を勧める事が必要と考えます。

そのような状況下において、特定（産業別）最低賃金が、地域別最低賃金と同一とされていることに強い懸念がある一方、特定（産業別）最低賃金の対象業種であることが産業の魅力であると考えており優位性の担保を維持、向上させる為にも審議が必要不可欠である。

より優秀な人材確保の為、魅力ある産業の要素の一つとして、特定（産業別）最低賃金が設定されている業種であります。近年、就労に関する意識は変化してきており、賃金のみでは、就職の際に魅力が少ないという意見もありますが、福利厚生的一面については、一概に統一的な改善ができるものではない為、自動車産業にふさわしい水準で未組織・非正規労働者を含めた「現場力」を支える、水準的優位性を維持した賃金が重要な要素であると認識しております。

特定（産業別）最低賃金の審議については、関係労使のイニシアティブにより、産業に働く基幹的労働者を対象として設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制することで、公正な企業間競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するという、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい水準で特定（産業別）最低賃金を設定していくことが重要であり、より高いレベルでの公正競争の確保を主たる目的とし、優秀な人材確保をする上でもぜひ、労使で、積極的に特定最低賃金の審議を行い、より魅力あふれる業界にしていきたいと考えております、主旨をご理解いただきますようお願いいたします。



特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書

令和2年7月31日

1 所属団体等

- (1) 名称： 琉球日産自動車株式会社
- (2) 所在地： 浦添市港川2丁目1番1号
- (3) 業種： 自動車販売業
- (4) 代表者： 代表取締役社長 仲井間 宗仁
- (5) 構成員： 224名
- (6) 関係人職氏名： 専務取締役 嶋田 和彦
- (7) 事業場名： 統括本部

2 業界の経済状況

観光立県沖縄は、昨年10月に導入された消費税10%の影響を受け自動車業界は前年比割れが続いている中、更に追い討ちをかけるように新型コロナウイルスの影響を受け、現在大幅な販売減に至っております。今後もその勢いは衰える様子もなく、各社とも財務的に大変厳しい状況にあり予断を許さない事態であります。

2020年 1-6月新車販売実績

沖縄県全体

	台数	前年比		台数	前年比		台数	前年比
自家用	7,321	▲15.2%	軽自動車	10,465	▲23.4%	合計	17,786	▲26.0%
以外-	4,205	▲42.5%	以外-(軽)	425	▲39.2%	合計	4,630	▲42.1%
合計	11,526	▲27.4%	合計	10,890	▲24.2%	合計	22,416	▲26.0%

3 業界の労働状況

本年も技術職を中心に労働力不足は沖縄県を含め全国でも切実な課題となっております。県内の専門学校への入学者も減少傾向であり人材確保は今後も大きな課題であります。

4 業界の賃金状況

県内自動車業界の本年度の経営状況を考慮すると昨今の最低賃金上乗せは大変厳しい状況であると判断いたします。今後につきましては市場の動向を共有し最低賃金を検討していく必要が有ると考えます。

5 産業別最低賃金改正の意見・要望

働く人にとって賃金の改定は大きな意味を持ちますが、昨今の「働き方改革」による環境改善(労働含む)の導入や人財の育成、教育等に、企業は既に多岐に渡る分野に投資を行ってきています。

原資を確保する為に売上を伸ばして行くことが求められますが、自動車業界は、多くの課題(国内の少子化・若者の車離れ・電動化や自動ブレーキ導入による整備費減少)を抱え、収益をどうやって確保して行くのか大変厳しい現状を突きつけられています。

更に今年度はコロナウイルスの影響により、レンタカー需要や自家用車需要が低下しており、各社財務的にも大変厳しい状況です。

現在の売上げ状況では現行の賃金水準を維持した上で、かろうじて雇用の維持・確保を行える状況です。

今後、コロナウイルスの第2波、第3波がどうなるのか見通しがつかない中、現行の地域別最低賃金を上回る余裕は到底なく、本業種で特定(産業別)最低賃金を設定することには疑問を感じます。

2020年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者 那覇市泉崎2丁目105番
所在地 官公労共済
電話(098)963-8
労働組合名 全沖縄製糖労働
代表者名 執行委員長 新垣有

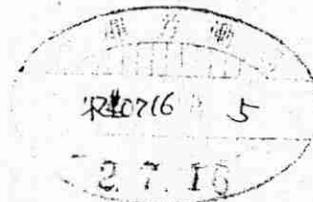
申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 糖類製造業 の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、糖類製造業 を営む使用者に使用される労働者 271 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県 糖類製造業 最低賃金
3. 申出の内容
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



産業別最低賃金の改正に関する決議

全沖縄製糖労働組合は傘下組合員の該当する 糖類製造 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 糖類製造 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2020年 6月 2日

機関決定： 第3回執行委員会
組合名： 全沖縄製糖労働組合
代表者名： 執行委員長 新垣有一
住 所： 那覇市泉崎2丁目105番地1

糖類製造業における企業間格差

(1)申出に合意した労働者の所属する企業間の賃金比較

労働組合名	平均基本給	平均年齢	平均勤続
全糖労北部製糖支部	■	39.0	7.0
全糖労ゆがふ製糖支部	■	38.9	9.2
全糖労久米島製糖支部	■	35.1	9.2
全糖労沖縄製糖支部	■	43.0	14.3
全糖労宮古製糖支部	■	39.8	12.9
全糖労石垣島製糖支部	■	40.5	10.2
全糖労大東糖業支部	■	42.7	11.3

合意労働組合の賃金額の最高と最低の比較

全糖労ゆがふ製糖支部 ■ 円

全糖労北部製糖支部 ■ 円

最高の企業と最低の企業の賃金格差 100: ■

2020年6月2日

糖類製造業

申出代表者 新垣 有一

糖類製造業額

特定(産業別)最低賃金審議に対する労働側考え方

糖類製造業で働く人たちは、生産性向上と事業の安定継続、発展を目指して日夜業務に取り組んでいます。

沖縄の基幹産業として、食料自給率の向上、地域の経済発展と雇用効果、県民生活の維持・向上に寄与しています。

サトウキビ農家は本島から離島の全域までおり、県民の生活の支えでもあります。また、黒糖などのように各地域の特産品として、ブランド化され、経済の一翼を担っています。

糖類製造業が特定(産業別)最低賃金の対象業種として存在することは、糖業の重要性を示すものであります。国も糖類製品に政策としての支援事業があることも、糖業の重要な特性であります。

「沖縄の基幹産業」としての役割を果たしていくため、地域別最低賃金より優位な、特定(産業別)最低賃金の設定が他産業と比較した優位性を法的に示すものであり、公正な競争で魅力ある糖類製造業の創造にも繋がることから、今年度も改定の申出を行います。

主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

以上

産業別最低賃金関係使用者意見概要書（使用者側）

令和2年7月30日

1. 所属団体等

- イ. 名称 日本分蜜糖工業会
- ロ. 所在地 那覇市久米 2-2-10（那覇商工会議所ビル1階）
- ハ. 業種 砂糖（原料糖）製造業
- ニ. 代表者 会長 上江洲 智一
- ホ. 構成員 8 法人（商法法人7、農協法人1）
- ヘ. 関係人職氏名 常務理事 奥平 雅彦
- ト. 事業場名 日本分蜜糖工業会 事務局

2. 業界の経済状況

年度	原料処理量	産糖量	売上高
平成30年度	671,016 トン	74,868 トン	123 億円
令和元年度	617,141 トン	72,798 トン	(120 億円)

※カッコ内は推定値

3. 業界の労働状況

（単位：人、年）

年度	一般職		管理職	計	平均年齢	平均勤続年数	季節臨時職員
	男	女					
平成30年度	267	24	73	364	42.2	12.5	329
令和元年度	266	25	78	369	42.3	12.6	310

4. 業界の賃金状況

イ. 賃金水準（平均賃金）

- ・従業員の内定給与は概ね月額 22.9 万円（前年比+0.2 万円）程度である。
- ・季節臨時従業員については、毎年経験者を採用する事が多く、経験年数が加味されるため、時給は全職種（農務・製造・一般管理）平均で概ね 888 円程度（令和元年度）となっている。

ロ. 企業間格差

- ・従業員については企業間で平均勤続年数に差があることから、内定給与は若干の格差（1.3 倍）がみられる。
- ・季節臨時従業員については、職種等により時給が異なるため、企業間での比較は難しい。

ハ. 個別賃金額あるいは賃金水準の決定要因

その年の業績に応じて賃金を決めている。

5. 産業別最低賃金の改正の意見・要望

令和元年度原料さとうきびは復帰後 2 番目に低い生産量となり、産糖量が減少するなど製糖各社の経営状況は大変厳しい状況にある。安定的な生産量を確保するためには、収穫面積や担い手の確保、機械化の推進等多くの課題が山積している。また、国から経営改善計画に従い最大限のコスト削減を求められていることや砂糖消費が減少傾向にあること、新型コロナウイルスにより経済が悪化していることなど砂糖製造業を取り巻く環境は大変厳しい。このような中、今年度は中央最低賃金審議会

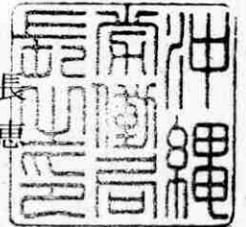
も現行水準が適当と答申しており、糖類製造業の最低賃金も現行水準(地域別最低賃金)が適当であり、当業界に適用される産業別最低賃金について、地域別最低賃金以上の増額は考えられない。



沖労発基 0803 第 1 号
令和 2 年 8 月 3 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 宮國英男 殿

沖縄労働局長
福味 恵



沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金及び沖縄県糖類製造業最低賃金の各特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

2020年7月6日付けで申出者琉球新報労働組合執行委員長謝花史哲から、同年6月25日付けで申出者リウボウインダストリー労働組合委員長西村亮から、同年7月16日付けで申出者琉球ダイハツ労働組合執行委員長喜屋武正格から、同年7月16日付けで申出者全沖縄製糖労働組合新垣有一から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
- 2 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
- 3 沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
- 4 沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）

令和2年度

最低賃金基礎調査結果

(総括:沖縄労働局分)

総括表

02年

総括表(1)全産業

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別		
		1~9人	10~29人	30~99人
計	186,702	84,742	81,137	20,823
	円 3,958	2,147	1,659	152
-	779 (2.1)	(2.5)	(2.0)	(0.7)
780	4,003 (2.1)	2,147 (2.5)	1,704 (2.1)	152 (0.7)
781	4,092 (2.2)	2,209 (2.6)	1,731 (2.1)	152 (0.7)
782	4,092 (2.2)	2,209 (2.6)	1,731 (2.1)	152 (0.7)
783	4,107 (2.2)	2,209 (2.6)	1,746 (2.2)	152 (0.7)
784	4,191 (2.2)	2,294 (2.7)	1,746 (2.2)	152 (0.7)
785	4,247 (2.3)	2,294 (2.7)	1,801 (2.2)	152 (0.7)
786	4,306 (2.3)	2,350 (2.8)	1,804 (2.2)	152 (0.7)
787	4,342 (2.3)	2,351 (2.8)	1,839 (2.3)	152 (0.7)
788	4,392 (2.4)	2,373 (2.8)	1,866 (2.3)	152 (0.7)
789	4,427 (2.4)	2,409 (2.8)	1,866 (2.3)	152 (0.7)
790	14,738 (7.9)	6,233 (7.4)	5,273 (6.5)	3,232 (15.5)
791	14,765 (7.9)	6,233 (7.4)	5,300 (6.5)	3,232 (15.5)
792	14,862 (8.0)	6,303 (7.4)	5,327 (6.6)	3,232 (15.5)
793	14,912 (8.0)	6,326 (7.5)	5,354 (6.6)	3,232 (15.5)
794	14,985 (8.0)	6,352 (7.5)	5,401 (6.7)	3,232 (15.5)
795	15,834 (8.5)	6,685 (7.9)	5,810 (7.2)	3,339 (16.0)
796	16,085 (8.6)	6,908 (8.2)	5,838 (7.2)	3,339 (16.0)
797	16,158 (8.7)	6,945 (8.2)	5,873 (7.2)	3,339 (16.0)
798	16,317 (8.7)	7,012 (8.3)	5,965 (7.4)	3,339 (16.0)
799	16,360 (8.8)	7,038 (8.3)	5,984 (7.4)	3,339 (16.0)
800	27,326 (14.6)	12,140 (14.3)	11,711 (14.4)	3,474 (16.7)
801	27,369 (14.7)	12,163 (14.4)	11,732 (14.5)	3,474 (16.7)
802	27,431 (14.7)	12,163 (14.4)	11,794 (14.5)	3,474 (16.7)
803	27,431 (14.7)	12,163 (14.4)	11,794 (14.5)	3,474 (16.7)
804	27,548 (14.8)	12,244 (14.4)	11,830 (14.6)	3,474 (16.7)
805	27,857 (14.9)	12,430 (14.7)	11,938 (14.7)	3,489 (16.8)
806	27,893 (14.9)	12,430 (14.7)	11,974 (14.8)	3,489 (16.8)
807	28,135 (15.1)	12,486 (14.7)	12,099 (14.9)	3,550 (17.0)
808	28,228 (15.1)	12,562 (14.8)	12,117 (14.9)	3,550 (17.0)
809	28,265 (15.1)	12,562 (14.8)	12,153 (15.0)	3,550 (17.0)
810	29,954 (16.0)	13,007 (15.3)	13,398 (16.5)	3,550 (17.0)
811	29,954 (16.0)	13,007 (15.3)	13,398 (16.5)	3,550 (17.0)
812	30,051 (16.1)	13,086 (15.4)	13,416 (16.5)	3,550 (17.0)
813	30,140 (16.1)	13,111 (15.5)	13,479 (16.6)	3,550 (17.0)
814	30,358 (16.3)	13,187 (15.6)	13,621 (16.8)	3,550 (17.0)
815	30,858 (16.5)	13,488 (15.9)	13,820 (17.0)	3,550 (17.0)
816	31,124 (16.7)	13,680 (16.1)	13,894 (17.1)	3,550 (17.0)

817	817	31,194 (16.7)	13,705 (16.2)	13,939 (17.2)	3,550 (17.0)
818	818	31,323 (16.8)	13,816 (16.3)	13,957 (17.2)	3,550 (17.0)
819	819	31,465 (16.9)	13,890 (16.4)	14,025 (17.3)	3,550 (17.0)
820	820	34,252 (18.3)	14,421 (17.0)	15,563 (19.2)	4,268 (20.5)
821	821	34,270 (18.4)	14,421 (17.0)	15,581 (19.2)	4,268 (20.5)
822	822	34,423 (18.4)	14,574 (17.2)	15,581 (19.2)	4,268 (20.5)
823	823	34,466 (18.5)	14,574 (17.2)	15,624 (19.3)	4,268 (20.5)
824	824	34,765 (18.6)	14,771 (17.4)	15,727 (19.4)	4,268 (20.5)
825	825	35,004 (18.7)	14,939 (17.6)	15,797 (19.5)	4,268 (20.5)
826	826	35,055 (18.8)	14,939 (17.6)	15,847 (19.5)	4,268 (20.5)
827	827	35,159 (18.8)	14,981 (17.7)	15,910 (19.6)	4,268 (20.5)
828	828	35,307 (18.9)	15,020 (17.7)	16,019 (19.7)	4,268 (20.5)
829	829	35,420 (19.0)	15,133 (17.9)	16,019 (19.7)	4,268 (20.5)
830	830	38,781 (20.8)	16,262 (19.2)	18,251 (22.5)	4,268 (20.5)
831	831	38,852 (20.8)	16,312 (19.2)	18,273 (22.5)	4,268 (20.5)
832	832	38,893 (20.8)	16,312 (19.2)	18,313 (22.6)	4,268 (20.5)
833	833	39,418 (21.1)	16,743 (19.8)	18,407 (22.7)	4,268 (20.5)
834	834	39,483 (21.1)	16,799 (19.8)	18,415 (22.7)	4,268 (20.5)
835	835	39,761 (21.3)	16,850 (19.9)	18,623 (23.0)	4,288 (20.6)
836	836	39,803 (21.3)	16,877 (19.9)	18,637 (23.0)	4,288 (20.6)
837	837	40,050 (21.5)	16,877 (19.9)	18,885 (23.3)	4,288 (20.6)
838	838	40,485 (21.7)	17,097 (20.2)	19,013 (23.4)	4,374 (21.0)
839	839	40,546 (21.7)	17,097 (20.2)	19,074 (23.5)	4,374 (21.0)
840	840	41,845 (22.4)	17,607 (20.8)	19,777 (24.4)	4,461 (21.4)
841	849	42,916 (23.0)	18,022 (21.3)	20,403 (25.1)	4,491 (21.6)
850	859	52,109 (27.9)	23,340 (27.5)	23,872 (29.4)	4,897 (23.5)
860	869	54,487 (29.2)	24,441 (28.8)	24,892 (30.7)	5,155 (24.8)
870	879	57,467 (30.8)	25,396 (30.0)	26,775 (33.0)	5,296 (25.4)
880	889	60,599 (32.5)	26,993 (31.9)	28,015 (34.5)	5,591 (26.9)
890	899	62,937 (33.7)	28,007 (33.0)	29,019 (35.8)	5,911 (28.4)
900	999	99,296 (53.2)	41,873 (49.4)	44,863 (55.3)	12,560 (60.3)
1000	1099	120,794 (64.7)	52,293 (61.7)	54,025 (66.6)	14,476 (69.5)
1100	1199	135,053 (72.3)	59,066 (69.7)	60,079 (74.0)	15,909 (76.4)
1200	1299	146,311 (78.4)	64,952 (76.6)	64,433 (79.4)	16,926 (81.3)
1300	1399	155,059 (83.1)	68,649 (81.0)	68,577 (84.5)	17,833 (85.6)
1400	1499	161,206 (86.3)	71,524 (84.4)	71,501 (88.1)	18,181 (87.3)
1500		186,702 (100.0)	84,742 (100.0)	81,137 (100.0)	20,823 (100.0)
月時問平均	月時問平均	169,554	170,679	170,859	159,886
月時問平均	月時問平均	1,178	1,156	1,231	1,064
月時問平均	月時問平均	143	145	139	147
月時問平均	月時問平均	790	790	790	790
月時問平均	月時問平均	800	800	800	790
月時問平均	月時問平均	850	850	848	870
月時問平均	月時問平均	966	1,000	954	910
月時問平均	月時問平均	0.2014	0.2111	0.1931	0.1743

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

改定年		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	
		改正の諮問	20.7.8	21.7.8	22.7.7	23.7.5	24.7.3	25.7.2	26.7.3	27.7.3	28.7.4	29.7.3	30.7.2	R1.7.1
審議会の開催日	20.7.8	21.6.8	22.7.7	23.7.5	24.7.3	25.7.2	26.7.3	27.7.3	28.7.4	29.7.3	30.7.2	R1.7.1		
	20.8.4	21.7.8	22.8.9	23.8.18	24.8.7	25.8.8	26.8.5	27.8.6	28.8.1	29.8.1	30.8.1	R1.8.1		
	20.8.7	21.8.10	22.9.2	23.9.12	24.8.28	25.8.28	26.8.26	27.8.31	28.8.4	29.8.4	30.8.7	R1.8.6		
	20.8.25	21.8.26								29.8.22		R1.8.22		
専門部会の開催日	20.7.15	21.7.8	22.7.7	23.7.5	24.7.3	25.7.3	26.7.17	27.7.16	28.7.20	29.7.21	30.7.20	R1.7.19		
	20.7.23・ 24・25	21.7.22・ 23・27	22.7.27・ 28・29	23.7.26	24.7.24・ 25・26	25.7.23・ 29・30	26.7.22・ 24・8.1	27.7.23・ 24・30	28.7.25・ 27	29.7. 26～28	30.7.24, 26～27	R1.7.23 ～25		
	20.7.29	21.8.3	22.8.9	23.7.27	24.8.7	25.8.8	26.8.5	27.8.6	28.8.1	29.8.1	30.8.1	R1.8.1		
	20.8.7	21.8.10	22.8.16	23.7.28	24.8.16	25.8.15	26.8.12	27.8.11	28.8.2	29.8.2	30.8.3	R1.8.2		
	20.8.11	21.8.17	22.8.2	23.8.18	24.8.22	25.8.26	26.8.19	28.8.13	28.8.3	29.8.3	30.8.6	R1.8.5		
	20.8.20	21.8.21	22.8.27	23.8.26	24.8.28	25.8.28	26.8.26		28.8.4	29.8.4	30.8.7	R1.8.6		
	20.9.4		22.9.9	23.9.8										
答申日	20.9.4	21.8.21	22.9.9	23.9.12	24.8.28	25.8.28	26.8.26	27.8.13	28.8.4	29.8.4	30.8.7	R1.8.6		
採決状況														
発効日	20.10.31	21.10.18	22.11.5	23.11.5	24.10.25	25.10.26	26.10.24	27.10.9	28.10.1	29.10.1	30.10.3	元.10.3		
最低賃金額	日額(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	引上げ	額(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	時間額(円)	627	629	642	645	653	664	677	693	714	737	762	790	
	引上げ	額(円)	9	2	13	3	8	11	13	16	21	23	25	28
		率(%)	1.46%	0.32%	2.07%	0.47%	1.24%	1.68%	1.96%	2.36%	3.03%	3.22%	3.50%	3.67%
	影響率(%)	7.6	5.1	5.1	6.1	8.5	8.9	6.8	11.3	14.5	10.6	14.7	11.4	

令和2年度 最低賃金未満率・影響率(地域別最低賃金)

令和2年度最賃基礎調査結果より

地域別最低賃金 適用業種	未満率		備考 (R元度影響率 790円)
	R2(790円)	R元(762円)	
全業種(地域最賃対象産業)	2.4%	1.2%	11.4%
地域最賃適用製造業	1.7%	1.7%	12.4%
食料品製造業	1.3%	2.1%	28.1%
木材・木製品・家具・装飾品製造業	-	3.0%	4.4%
出版・印刷・同関連産業	2.9%	0.3%	7.1%
窯業・土石製品製造業	1.7%	2.8%	5.9%
機械・金属製品等製造業	2.9%	-	1.6%
地域最賃適用の製造業	2.2%	2.2%	6.2%
地域最賃適用卸・小売業	2.2%	1.2%	17.0%
卸売業	2.5%	1.4%	7.7%
小売業	2.6%	1.1%	20.2%
地域最賃適用のサービス業	2.5%	1.3%	9.6%
飲食店	2.5%	0.6%	19.3%
洗濯・理容・浴場業	4.9%	2.3%	19.4%
旅館、その他の宿泊所	0.4%	2.0%	9.6%
自動車整備業	-	1.3%	8.5%
建物サービス業	-	2.1%	29.7%
警備業	-	2.1%	31.0%
医療業	4.3%	2.2%	4.4%
児童福祉業	1.4%	0.6%	3.5%
学術研究、専門・技術サービス業	4.0%	-	-
その他の生活関連サービス業、娯楽業	3.4%	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	9.4%	2.3%	5.5%

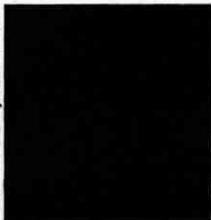
沖弁発第63号

2020年(令和2年)6月30日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

沖縄弁護士会

会長 村上尚子



「最低賃金額の引上げと地域間格差是正及び
中小企業支援強化を求める会長声明」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会は、「最低賃金額の引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長
声明」を公表いたしました。

つきましては、本声明の趣旨をお汲み取りの上、貴審議会の特段のご協力、ご高配を賜
りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



最低賃金額の引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、近いうちに、中央最低賃金審議会に対し、2020年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から、答申が行われる見込みである。昨年、同審議会は、全国加重平均で27円の引上げ（全国加重平均額901円）、沖縄県の属するDランクの県については26円の引上げという答申を行った。その後、沖縄地方最低賃金審議会は、これよりも高い28円の引上げを答申し、沖縄県における最低賃金額は、2019年10月1日以降790円となった。
- 2 時給790円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約13万6670円、年収約164万円にしかない。この収入では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、最低賃金法第1条が目的として掲げる「労働者の生活の安定」にはほど遠い。

沖縄県は、平成30年度調査における子どもの相対的貧困率（平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合）が25%に上るといふ、全国的に見ても最も深刻な貧困状態にある。子どもの貧困問題を抜本的に解決するためには、子育て世代の所得の向上が不可欠であるところ、最低賃金額の大幅な引上げが直接的かつ効果的である。

- 3 他方、今般、世界中で新型コロナウイルスの感染拡大が猛威を振るい、沖縄においても、社会や生活全体に極めて大きな影響が及んでいる。

このような情勢において、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論もある。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯で、緊急事態に対応するための十分な貯蓄をすることができていない。ここに根本的な問題がある。また、今般の緊急事態下において、社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である。

- 4 一方、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、新型コロナウイルス感染拡大に備えた支援策が拡充されているところであるが、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきであり、最低賃金の

引上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策の検討を進めるべきである。

- 5 最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2019年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であるのに対し、沖縄県を含む最も低い15県は時給790円であり、223円もの開きがある。最低賃金の地域間格差は拡大しているのが現実であるところ、このような著しい地域格差は、経済情勢や生活費等を考慮しても正当化することができるものではない。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があるところ、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大するものであるから、格差是正のためにも、最低賃金の低い沖縄県における最低賃金の大幅な引上げが必要である。
- 6 当会は、これまで毎年、最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明を発出し、繰り返し最低賃金の大幅引上げを求めてきたところであるが、上記のような状況を踏まえ、中央最低賃金審議会に対して、最低賃金の引上げと地域間格差の是正を求めるとともに、沖縄地方最低賃金審議会に対し、最低賃金を引き上げる旨の答申をすることを求める。

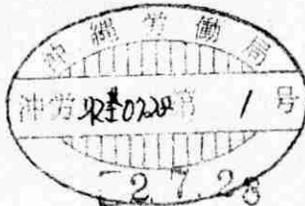
2020年(令和2年)6月30日

沖縄弁護士会

会長 村上尚子

2020年7月28日

沖縄労働局
局長 福味 恵 殿



沖縄県労働組合総連合
議長 穴井 輝明

要 請 書

新型コロナ禍のもとで、労働者の雇用と生活の安定、労働条件の向上等にご尽力されておられる貴職に敬意を表します。

さて、中央最低賃金審議会における目安審議も佳境に入り、8月からは沖縄地方最低賃金審議会での議論も予定されています。中賃の議論に関して、「政府は新型コロナの影響で企業業績が悪化し、大幅引き上げに慎重姿勢」、「経営者側は足下の経済指標は最悪の状況として凍結を主張」と報道されています。

新型コロナを契機に、外需頼みと行き過ぎたグローバル経済を見直し、内需の拡大による足腰の強い経済への転換が提起されています。また、労働者は経済の状況がどうあれ、人たるに値する生活をしなければなりません。したがって、最低賃金の大幅引き上げが必要であり、直ちに時給1,000円、早期に1,500円への最低賃金の引き上げ、ランク制による格差の解消が求められています。

沖縄県労連が実施した最低生計費試算調査で、若年単身者が普通の生活をするためには男性1644円、女性1662円が必要であることが明らかになりました。こうした結果は、現行最低賃金制度のもとで生じている「額が低い」、「格差温存」の解消が必要であることを示しています。

コロナ禍で、労働基準法第26条による休業手当、とても生活できない低額であることが明らかになっています。この条文は直ちに改正し、「平均賃金」から「通常の賃金」に変更すべきです。同時に、休業や解雇が使用者の意のままに為されていること、法の定める手続きを経ることなく、就業規則が「改定」され不利益変更が強制される事例も報告されています。

沖縄県労連は、コロナ禍が過ぎた日本の労働環境が、コロナ前に戻ることなく、人間らしい労働と生活が保障される社会になることを求めます。

つきましては、下記事項を早急に実現していただくよう、貴職の真摯なご尽力を要請するものです。

記

1. 最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の最低賃金を保障する制度とするよう、最低賃金法を改正して全国一律最低賃金制度の創設を本省に働きかけていただくこと。
また、沖縄県の最低賃金額を、直ちに時間額1,000円以上に引き上げていただくこと。その審議に供するため、最低生計費試算調査結果の説明を含めて、審議会長との意見交換の場を設けていただくこと。
2. 次期最低賃金審議会と専門部会の労働者側委員に、沖縄県労連が推薦する者を任命していただくこと。

3. 最低賃金審議会と専門部会を公開し、傍聴者へも資料を配布していただくこと。
4. 労働基準法第 26 条を改正し、「平均賃金の 100 分の 60 以上」を「通常の賃金の 100 分の 60 以上」に改定するよう本省に強く働きかけていただくこと。
5. 就業規則や諸協定書の届け出を受け付ける際には、届け出内容だけでなく、過半数代表者の選出が適正になされているかについては厳しくチェックし、要件を欠く届出については受理しないこと。

以上

沖縄県最低生計費試算調査の結果について

資料No 8-(3)

—新型コロナによる経済不況を抜け出すには、最低賃金を全国一律で1,500円以上に—

2020年7月27日 沖縄県労働組合総連合

○現在の沖縄県の最低賃金は全国でも最も低い790円である。この金額では、フルタイムで働いたとしても月額14万円に届かない。ここから税金などを差し引くと、可処分所得は10万円ほどであり、ワーキング・プア状態である。

○今回、沖縄県労働組合総連合（沖縄県労連）では、沖縄県で労働者がふつうに暮らすために必要な費用を科学的データにもとづいて明らかにした。

○具体的には、主に沖縄県労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定した。

○調査には、962名が回答をしている（回収率約24%）。今回は、その中から沖縄ではたらく10～30代で一人暮らしの若者84名分のデータの分析結果を報告するものである。

○那覇市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額246,316円、女性＝月額249,272円（ともに税・社会保険料込み）が必要である。これは年額に換算すると約300万円となる。ちなみに、昨年東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されたが、男性＝月額249,642円、女性＝月額246,362円であった（ともに税・社会保険料込み）。

○この生計費で想定した「ふつうの暮らし」の内容は、以下のようなものである。

・那覇市長田の25㎡の1Kのワンルームマンション・アパートに住み、家賃は35,000円（2階、エアコン付き）。中古の軽自動車（50万円）を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用している。自動車関連費は月額約25,000円。

・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。

・1か月の食費は、男性＝約41,000円、女性＝約33,000円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食については男性はコンビニなどでお弁当を買い（1食あたり500円）、女性は週に3日は弁当を持参するスタイルにした。そのほか、月に2～3回、同僚や友人と飲み会やランチに行っている（1回当たりの費用は飲み会＝3,500円、ランチ＝1,500円）。

・休日は家で休養していることが多い。1泊以上の旅行は年に1回で、その費用は7万円。月に4回は、恋人や友人たちと郊外のショッピングモールに行き、映画・ショッピングを楽しんでいる（1回2,000円で月に8,000円）。

○試算の月額を、賃金収入で得ようとする、時給換算で男性＝1,417円、女性＝1,434円（中央最低賃金審議会を用いる労働時間＝月173.8時間で除した場合）になるが、これはお盆もお正月もGWもない、非現実的な働き方である。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月150労働時間）してみると、男性で1,642円、女性で1,662円となる。これまでに調査を行った20都道府県の結果と大きな差はない。つまり、最低賃金は全国一律で1,500円以上に引き上げなければならないという結論である。

○緊急事態宣言が発令されても休業しないで社会を支えたエッセンシャルワーカーは、最低賃金近傍で働く割合が高い。彼ら彼女らの仕事に報いるためには、最低賃金はふつうに暮らせる水準まで引き上げなければならない。いま、貧困と密を減らすことが最大のコロナ対策である。最低賃金は凍結ではなく、大幅に引き上げる局面である。

以上

沖縄県最低生計費試算調査結果報告書（1）

—若年単身世帯（25歳男性および25歳女性）—

2020年7月27日

沖縄県労働組合総連合（沖縄県労連）

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

本報告書は、沖縄県最低生計費試算調査の第1弾として、若年単身世帯の結果を報告するものである。

2019年10月に発効した最低賃金は、沖縄県では28円引き上げられて790円となったが、全国ではもっと低い金額である。全国加重平均額901円とは111円、最高額（東京都）1,013円とは223円もの格差が存在する。安倍政権の掲げる「2020年までに全国（加重）平均で最低賃金1,000円」という目標では、この差は縮まらないのである。

さて、全国に広がる新型コロナウイルス感染症を発端とする経済不況により、中央最低賃金審議会が示した2020年度の最低賃金改定は見送りとなった。経営者側が「雇用を守ること」を最優先し、最低賃金の引き上げは凍結すべきと強く主張したことが背景にある。果たして、最低賃金は現状のままで良いのであろうか。

地域別最低賃金制度は1976年にスタートし、都道府県別にAランクからDランクまでバラバラに設定されている。このように地域別に定められたのは、「大都市は地方より物価が高い」という“常識”が根拠のひとつとなっている。しかし、これまでに全国18都道府県で実施されてきた最低生計費試算調査の結果は、この“常識”を否定した。これまでの調査からは、現行の最低賃金額では「健康で文化的な生活を送ることが到底難しいこと」、さらに「最低生計費は全国どこでもそれほど差がないこと」という結論が導き出されている。これらの調査結果は、最低賃金制度を「全国一律」かつ「時給換算で1,500円」にしなければならないことの根拠（エビデンス）となり、各方面の運動で活かされているところである。

今回のコロナ禍により、短期間で生活困窮に追い込まれてしまう労働者が続出したのは、ふだんから「健康で文化的な最低限度の生活」（＝普通の生活）が保障されていなかったことが原因である。もし、ある程度のゆとりがあれば、たとえ数カ月間無給であっても持ち堪えることができたはずである。さらに、感染リスクが高い地域の多くは人口密集地である。地域別の最低賃金格差が、地方から大都市への人口流出を招き、今日の「密」をつくりだしたと言っても過言ではない。つまり、コロナ禍に克つためには、最低賃金は貧困に陥らないような水準にまで引き上げ、さらに全国一律にして人口密集を緩和させることが必要になるのである。

沖縄県労働組合総連合（以下、沖縄県労連）が、沖縄県において初めて最低生計費試算調査を実施した目的は、**現行の最低賃金は普通の生活が送れない貧困最賃であること、格差最賃を解消して全国一律最賃制度へ改正しなければならないことの根拠を示すため**である。いま、「沖縄県における健康で文化的な生活を送るための費用」を根拠のある数字で提示することにより、今日の沖縄における格差や貧困、地域の衰退、さらに今後のコロナ禍にどう立ち向かうのかなどの議論の出発点としていきたい。

1. 調査の概要

若年単身世帯や子育て世帯、高齢者世帯など、様々な世帯類型ごとに「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための費用（＝最低生計費）を試算している。試算における基礎資料とするために今回実施された調査は、以下の3つの調査である。

- ①**生活実態調査**：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ②**持ち物財調査**：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ③**価格（市場）調査**：実際の対象市（那覇市）において価格調査を実施。

これらの3調査に統計資料を利用した食料費、娯楽費、住居費、教育費（今回の若年単身世帯は含まず）などの試算結果を組み合わせ、最低生計費の試算を行う。

2020年2月からアンケート票の配布開始（約4000部）。このうち962部を回収（回収率＝約24%）。なお、このうち、**若年単身世帯（20歳未満＋20歳代＋30歳代）の回答数は84部（男性＝40部、女性＝44部）**であった。

- ◆調査対象：主に沖縄県労連の単産の組合員や協力する民主団体
- ◆調査期間：2020年2月～2020年5月

2. 算定の対象となるモデルと地域

（1）対象モデル：月額賃金18万円、一時金・年50万円、年収266万円

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、若年単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、「年齢は25歳で、大学卒業後就職し、勤続年数が3年である労働者を想定」した。

ちなみに、「令和元年賃金構造基本統計調査」によると、沖縄県における大学卒業者初任給の平均額は、17万5,000円である。また、毎月きまって支給する所定内給与額（産業規模別計、男女計）は、25～29歳で22万9,600円となっている。これらのことを踏まえ、**月額賃金が18万円、一時金が年50万円で年収266万円**の対象モデルを設定した。ちなみに生活実態調査の結果では、若年単身世帯の世帯年収については「250～300万円未満」の割合が最も高かった（14.3%）。なお、今回の試算結果は、2020年2月時点を想定している。

（2）居住地域：那覇市長田地区

はじめに、今回集計した若年単身世帯のデータでは、那覇市在住の割合が59.5%と最も割合が高かった。このことから**那覇市在住**を想定した。

また、インターネットで那覇市内の物件を調査したところ（25㎡以上のワンルームマンション・アパート）、**長田地区**が比較的安価な物件が多かったので、居住地区として想定した。

4. 算定の方法

今回の最低生計費試算調査を含めて、監修者が2015年からこれまでに全国17都道府県で実施されている諸調査は、佛教大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」（2008年4月～6月実施、2039ケース集約。）および「東北地方最低生計費試算調査」（2009年5月～6月実施、1615ケース集約）、「愛知県最低生計費試算調査」（2010年5月～6月実施、518ケース集約）などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲している。¹調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が困難となり、労働運動がかねてより求めている全国一律最低賃金の実現に結びつかなくなるからである。

「持ち物財調査」にもとづいて、原則7割以上の所持率の物を「最低限度の生活」のために必要な物＝必需品と判断し、「価格調査」を行った。「持ち物財調査」、「価格調査」をもとに、一般労働者の生活を反映させるために、青年労働組合員を中心に「合意形成会議」を行い、合意価格を決定した。なお、所持数（消費数）については平均所持数（消費数）を基礎として「下から3割」の目安にして決定している。

もっとも、所持率が7割を下回るものについても、多くの世帯で必需品になっている可能性が高いと思われる品目については、「合意形成会議」にて必要と判断した場合には所持するものとした。例えば、時計として「目覚まし時計」は単独での所有率は7割には達していなかったが（61.1%）、「掛時計」と合わせると9割を超えていた。合意形成会議にて、何らかの時刻を見るものを所有していると判断し、「目覚まし時計」を代表して持たせるとした。また、男女別で所持率が大きく異なるなど、男女別で集計したほうが適当と思われる品目については、男女別で集計している。

所有したものの価格については、原則最低価格で試算しているが、仕事の際に人前に身に着けるような「背広（スーツ）」や「ジャケット」などは標準価格帯を採用している。

使用年数については、国税庁「減価償却資産の使用年数等に関する政令」およびクリーニング事故賠償問題協議会「クリーニング事故賠償基準」を参考にした。

5. 最低生計費の試算

（1）食費の算定：男性41,266円、女性33,200円

食費については、2019年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、二人以上世帯の全国での平均および最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「2019年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については飲料・酒類で代表させ、100kカロリー当たりの価格で算出）。同様に那覇市における4つの食品群の100g当たりの消費単価の平均値も求めて、

¹ 監修者は今回の調査の以外に、「新潟県最低生計費試算調査」（2015年）、「静岡県最低生計費試算調査」（2015年）、「愛知県最低生計費試算調査」（2015年）、「北海道最低生計費試算調査」（2016年）、「東北地方最低生計費試算調査」（2016年）、「埼玉県最低生計費試算調査」（2016年）、「福岡県最低生計費試算調査」（2017年）、「京都府最低生計費試算調査」（2018年）、「鹿児島県最低生計費試算調査」（2018年）、「長崎県最低生計費試算調査」（2019年）、「東京都最低生計費試算調査」（2019年）、「佐賀県最低生計費試算調査」（2019年）、「岡山県最低生計費試算調査」（2020年）等の監修にもあたっている。

同市における第1五分位階層の消費単価を推計している。ここから2020年2月時点での物価上昇率(0.3%増)を考慮して算定する。

次に、女子栄養大学出版部『食品成分表2018 資料編』にもとづき、1日当たりの必要なカロリーを算出した(25歳男性1日当たり2650kカロリー)。また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成(1人1日当たりの重量=g)」(香川芳子:女子栄養大学教授案)にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試算にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。なお、家での食事の場合、食べ残しの廃棄率を5%と想定している。なお、昼食や仕事の帰りや休日のお酒や会食については、生活実態調査の結果から、その回数や費用を算定している。

那覇市内に住む20代単身者の食費は以下のように算定した。

まず、朝食については「家でしっかり食べる」が35.7%で、夕食については、家でひとりで食べる」が85.7%で、それぞれ最も多かったのもので、那覇市でも他の都市と同様に**朝食及び夕食は基本的に家で食べるものとした。**

昼食についての実態調査の結果は、「弁当やパンなどを買って職場で食べる」が36.9%で最も多く、次いで「家から弁当持参」の36.9%であった。また、男性のみだと「弁当やパンなどを買って職場で食べる」が52.5%と過半数を超えたのに対して、女性は「弁当持参」が50%であった。ここから昼食は、**男性については、コンビニなどで「弁当やパンを買う」ものとし、女性は月の12日間は「家から弁当」を持参し、残りの8日間はコンビニなどで「弁当やパンを買う」ものとした。**なお、「弁当やパンを買う」費用については、調査結果の平均額=543円より少し低い500円と設定した。

プライベートで休日にお酒、お茶、会食をする回数は、実態調査では、最も多いのが「月1~2回程度」で35.7%、次いで「月3~4回程度」の29.8%、「ほとんどない」の25.0%と続いていた(男性は「ほとんどない」が47.5%で最も多く、女性は「月に3~4回程度」が40.9%で2番目多くなり、男女間の違いが目立った)。この結果を踏まえて、飲み会については、**男性は飲み会が1ヶ月に1回、食事会が1回、女性は飲み会が1ヶ月に1回、食事会が2回**とした。その費用は、飲み会代が平均額4,117円よりも低い3,500円、食事会(友人とのランチ)を1回あたり1,500円とした。

1日あたりの推定エネルギー必要量は、18~29歳の男性、身体活動レベルII(低い、ふつう、高いの3段階のふつう)で2650kカロリー、18~29歳の女性、身体活動レベルIIで1950kカロリー、とされている(香川明夫監修「食品成分表2018 資料編」、女子栄養大学出版部、2018年)。

表1は、4つの食品群別に必要な食品構成と100gあたりの消費単価をまとめたものである。消費単価については、「2019年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた。なお、嗜好品(飲料・酒類)は100kカロリーあたりの金額である。

表1 4つの食品群別にみた、100g当たりの消費単価

第1群			第2群		
乳・乳製品	卵		魚介・肉	豆・豆製品	
33.29	円	29.12	円	137.10	円
				38.22	円
第3群			第4群		
野菜・海藻	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂
51.17	円	34.94	円	53.45	円
				51.29	円
				31.46	円
					52.59
					円

嗜好品（飲料・酒類）

100k カロリー当たり

85.22 円

① 25歳男性 1日当たり 2,650k カロリー（30日＝79,500k カロリー）

表2 25歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	140 g
金額	99.88 円	金額	191.94 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	14.56 円	金額	30.57 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	400 g
金額	179.11 円	金額	205.17 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	34.94 円	金額	3.15 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	30 g
金額	106.91 円	金額	15.78 円

(参考)：香川明夫監修『食品成分表 2018 資料編』（女子栄養大学出版部、2018年）、p76。

(注) 推定エネルギー必要量の95%で構成

表2においては、25歳男性にとって1日に必要な熱量2650k カロリーのうちの95%（＝2517.5k カロリー）の熱量を摂取するためにかかる金額は882円である。

1日エネルギー必要量2650k カロリーの90%（＝2385k カロリー）とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品（エネルギー必要量の残り10%＝265k カロリーを満たす）を加えた金額は、

	2,385 k カロリー	835.58 円
嗜好品	265 k カロリー	225.84 円
合計		1061.42 円

従って、1カ月、すべて家で食事したと仮定すると、1061.42円×30日＝31,843円の食費となる。昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当 1食 730k カロリー 500 円
 1カ月 20食 14,600k カロリー 計 10,000 円

・会食 (枝豆、刺身盛り合わせ、天ぷら、豆腐チャンプルー、ビール中ジョッキ×2)
 100k カロリー+220k カロリー+431k カロリー+123k カロリー+160k カロリー×2=1,194k カロリー
 月1回 1,194k カロリー 計 3,500 円

・ランチ (ハンバーグステーキ、ライス、スープ、コーヒー、デザート) =1,252k カロリー
 月1回 1,252k カロリー 計 1,500 円

昼食や会食での摂取カロリーを総必要エネルギー量から差し引き、残りの必要エネルギー量 (= 62,454k カロリー) は家での食事(弁当を含む)で摂取したとすると、食費は以下のように試算される (女性も同様に試算)。

家での食事	62,454 k カロリー	25,015 円
昼食	14,600 k カロリー	10,000 円
会食	2,446 k カロリー	5,000 円
廃棄 (5%)	3,123 k カロリー	1,251 円
合計	82,623 k カロリー	41,266 円

② 25歳女性 1日当たり 1,950k カロリー (30日=58,500k カロリー)

表3 25歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	250 g	必要量	100 g
金額	83.23 円	金額	137.10 円
卵		豆・豆製品	
必要量	50 g	必要量	80 g
金額	14.56 円	金額	30.57 円
第3群		第4群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	260 g
金額	179.11 円	金額	133.36 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	34.94 円	金額	3.15 円
果物		油脂	
必要量	200 g	必要量	20 g

金額	106.91 円	金額	10.52 円
----	----------	----	---------

(参考) (注) とともに表2と同じ。

表3においては、25歳女性にとって1日に必要な熱量1950kカロリーの中の95% (=1852.5kカロリー)の熱量を摂取するためにかかる金額は733.45円である。

1日エネルギー必要量1950kカロリーの90% (=1755kカロリー)90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品(エネルギー必要量の残り10%=195kカロリーを満たす)を加えた金額は、

	1,755 kカロリー	694.84 円
嗜好品	195 kカロリー	166.18 円
合計		861.02 円

従って、1カ月、すべて家で食事したと仮定すると、861.02円×30日=25,831円の食費となる。昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

・コンビニ弁当	1食	730kカロリー	500円
	1カ月 8食	5,840kカロリー	計 4,000円

・会食：男性に同じ

・ランチ(ハンバーグステーキ、ライス、スープ、コーヒー、デザート) =1,252kカロリー
月2回 2,504kカロリー 計3,000円

家での食事	48,962 kカロリー	21,619 円
昼食	5,840 kカロリー	4,000 円
会食	3,698 kカロリー	6,500 円
廃棄(5%)	2,448 kカロリー	1,081 円
合計	60,948 kカロリー	33,200 円

(2) 住居費の算定：36,458円

住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」(平成28年度から平成37年度)による「最低居住面積水準」にもとづき、単身世帯25㎡に設定し、「最低限度の生活」として最低価格帯(下から3割程度の物件)の物件を採用することにした。

生活実態調査では、若年単身者が賃貸している物件の家賃は5万円台に集中していた。これらを参考にしながら、沖縄大学周辺での民間賃貸アパートについてインターネットを用いて市場調査を行った。

市場調査の結果、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション(間取りワンルーム or 1K)では、16件中、最低で30,000円、最高が52,000円であった。家賃は下から3割に近い金額の35,000円とした(女性が居住する際の安全面を考慮して、2階以上の物件であることも考慮した)。

更新料については、2年に1回、1ヶ月分の家賃とした（月あたり1,458円）。

（3）水道・光熱費の算定：男性 8,764 円、女性 10,424 円

水道・光熱費については、総務省「平成26年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30歳未満）、九州・沖縄地方の平均」をもとに、物価上昇率を加味して判断した。

2020年2月時点での那覇市の水道・光熱費の物価上昇率は、2014（平成26）年に比べ8.5%増であることから、男性は $8,077 \text{円} \times 1.085 \approx 8,764 \text{円}$ 、女性は $9,607 \text{円} \times 1.085 \approx 10,424 \text{円}$ とした。

（4）家具・家事用品の算定：男性 3,826 円、女性 3,851 円

a) 家庭用耐久財：月あたり 1,155 円

所持率が7割に達しているもの（ほぼ7割に達しているものも含む）について所有を想定した。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事用耐久財				
電子レンジ	7,128	6	1	99
自動炊飯器	9,650	6	1	134
電気冷蔵庫	16,280	6	1	226
電気掃除機	11,314	6	1	157
電気洗濯機	36,800	6	1	511
電気アイロン	1,980	6	1	28
小計				1,155

（注）各品目の月価格の合計金額と小計の金額は、端数処理のため必ずしも一致しない（以下同様）。

b) 冷暖房用機器：月あたり 32 円

「ルームエアコン」の所有率は90.8%であったが、賃貸物件に備え付けられていると想定しているの
で、個人所有させていない。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
冷暖房用機器				

扇風機	2,280	6	1	32
小 計				32

c) 居間・寝室用家具：月あたり 121 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
居間・寝室用家具				
シングルベッド	9,980	8	1	104
カラー（収納）ボックス	600	3	1	17
小 計				121

d) 応接・書斎用家具：月あたり 21 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
応接・書斎用家具				
座り机（ちゃぶ台）	2,027	8	1	21
小 計				21

e) 室内装飾品：月あたり 341 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
室内装飾品				
目覚まし時計	528	8	1	6
照明器具（天井用）	5,980	8	2	125

カーテン	2,980	3	2	166
カーペット	2,728	5	1	45
小 計				341

f) 寝具類：月あたり 581 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
寝具類				
敷き布団	3,080	4	1	64
掛け布団	4,290	4	1	89
タオルケット	1,617	2	1	67
毛布	4,290	3	1	119
シーツ	1,617	2	2	135
まくら	1,617	3	1	45
布団カバー	627	2	1	26
まくらカバー	847	2	1	35
小 計				581

g) 家事雑貨：月あたり・男性 685 円、女性 710 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事雑貨（男性）				
飯茶碗	110	2	2	9

どんぶり	110	2	1	5
マグカップ	110	2	1	5
洋皿	110	2	2	9
和皿 (大)	110	2	1	5
和皿 (小)	110	2	2	9
コップ	110	2	2	9
スプーン	110	5	2	4
フォーク	113	5	2	4
水筒	1,280	5	1	21
タッパー	112	5	2	4
なべ	1,680	5	1	28
フライパン	880	5	1	15
水切りかご・ざる	172	4	1	4
ボール	328	5	1	5
包丁・ナイフ	498	5	1	8
まな板	380	5	1	6
スポンジ	91	1	1	8
ピーラー	398	5	1	7
しゃもじ	151	5	1	3

ふきん	83	1	2	14
フライ返し	298	5	1	5
はし・菜はし	140	5	2	5
おたま	298	5	1	5
物干しざお	1,518	5	1	25
くずかご	419	5	1	7
洗濯用バケツ・かご	570	5	1	10
タオル	300	1	6	150
バスタオル	798	1	3	200
電球 60形	572	3	2	32
蛍光灯	2,288	8	2	48
ドライバー	163	15	1	1
バスマット	453	2	1	19
小 計				685

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
家事雑貨 (女性)				
飯茶碗	110	2	2	9
どんぶり	110	2	1	5

マグカップ	110	2	2	9
洋皿	110	2	2	9
和皿 (大)	110	2	2	9
和皿 (小)	110	2	2	9
コップ	110	2	2	9
スプーン	110	5	2	4
フォーク	113	5	2	4
水筒	1,280	5	1	21
タッパー	112	5	4	7
弁当箱	946	5	1	16
なべ	1,680	5	1	28
フライパン	880	5	2	29
水切りかご・ざる	172	4	1	4
ボール	328	5	1	5
包丁・ナイフ	498	5	1	8
まな板	380	5	1	6
たわし・スポンジ	91	1	1	8
ピーラー	398	5	1	7
しゃもじ	151	5	1	3

ふきん	83	1	2	14
フライ返し	298	5	1	5
泡立て器	305	5	1	5
はし・菜はし	140	5	2	5
おたま	298	5	1	5
物干しざお	1,518	5	1	25
くずかご	419	5	1	7
洗濯用バケツ・かご	570	5	1	10
タオル	300	1	5	125
バスタオル	798	1	3	200
電球 60 形	684	3	2	38
蛍光灯 (LED)	2,080	8	2	43
ドライバー	163	15	1	1
バスマット	453	2	1	19
小 計				710

h) 家事用消耗品：月あたり 890 円

品目	価格		消費量	月価格
家事用消耗品				
ポリ袋 (市指定 20 ℓ)	20	1	3	60

ラップ	152	1	1	152
ティッシュペーパー (5箱)	208	1	0.2	42
トイレットペーパー (12R)	228	1	0.17	39
台所洗剤	150	1	1	150
住宅用洗剤	212	1	1	212
トイレ用洗剤	108	1	1	108
洗濯用洗剤	128	1	1	128
小計				890

(5) 被服および履物の算定：男性 5,021 円、女性 3,339 円

a) 被服・履物：月あたり・男性 4,838 円、女性 3,064 円

被服・履物の数量については個人差が大きい。そこで少ない方から数えて合計 3 割の人が保有する数を算定基準とした。なお、※がついた品目については、人前に出ても恥ずかしくないものを着用していると考えて、最多・標準価格を基礎に算定した。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
被服・履物(男性)				
背広※	31,900	4	1	665
礼服※	31,900	5	1	532
ジャケット※	4,290	4	1	89
チノパン・ジーンズ	1,290	4	3	81
半ズボン	1,650	2	2	138
パーカー	1,990	2	2	166

ワイシャツ	1,990	2	4	332
長袖シャツ	990	2	2	83
半袖シャツ	1,287	2	5	268
ポロシャツ	1,200	2	2	100
セーター・カーディガン	1,990	3	2	111
肌着	638	1	5	266
Tシャツ	190	2	5	40
ジャージ	12,100	2	1	504
トレーナー	3,289	2	1	137
パンツ・ブリーフ	290	1	5	121
靴※	4,900	2	2	408
サンダル	1,490	2	1	62
運動靴・スニーカー	1,900	2	2	158
靴下	780	2	5	163
ネクタイ※	3,000	2	3	375
バンド・ベルト	500	2	2	42
小 計				4,838

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
----	----	------	-----	-----

被服・履物(女性)				
フォーマルドレス※	9,790	5	1	163
ワンピース※	2,900	4	2	121
ジャケット※	3,900	4	2	163
スカート	1,490	3	3	124
スラックス	3,289	4	2	137
ブラウス	1,990	3	3	166
Tシャツ・ポロシャツ	450	2	5	94
長袖・半袖シャツ	1,490	2	4	248
セーター・カーディガン	1,490	2	2	124
ショーツ	390	1	5	163
ブラジャー	580	2	5	121
肌着	580	1	5	242
ジャージ	4,928	2	1	205
スウェット	2,189	2	2	182
サンダル	1,490	2	2	124
靴・ブーツ※	2,990	2	2	249
運動靴・スニーカー	1,990	2	1	83
パンティストッキング	193	1	3	48

ソックス	159	2	5	33
ベルト	3,289	2	2	274
小計				3,064

b) クリーニング代：月あたり・男性 183 円、女性 275 円

① 男性=背広1着・礼服1着のクリーニング代を想定した(1着=1,100円)。

1着1,100円×2/12=月額183円

② 女性=ワンピース2着・フォーマドレス1着のクリーニング代を想定した(1着=1,100円)。

1着1,100円×3/12=月額275円

(6) 保健医療費の算定：男性 1,142 円、女性 3,643 円

保健医療費については、総務省「平成26年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出(30歳未満)、九州・沖縄地方の平均」をもとに、物価上昇率を加味して判断した。

2020年2月時点での保健医療費の物価上昇率は、2014(平成26)年に比べ2.1%増であることから、年間で**男性は1,118円×1.021≒1,142円、女性は3,568円×1.021≒3,643円**とした。

(7) 交通・通信費の算定：33,794 円

a) 交通用具(自動車)・諸経費(ガソリン代、駐車場代)：月あたり 23,919 円

生活実態調査において車の必要性を質問したところ、72.6%が「生活の必需品」と回答した。また持ち物財調査においては、所持率は「軽自動車」=46.1%、「普通自動車」=17.1%、「小型自動車」=11.8%と、ほとんどのひとり暮らしの若者が自家用車を所有していた。以上のことから、移動手段として「自家用車」を所有させることとした。

自家用車の種別については、対象モデルが大学卒業後に就職し3年目であることから、はじめて自分で購入した自家用車であると設定し男女とも「軽自動車」を所有させることとした。具体的な価格の算定にあたっては、7年落ち(2013年式、5~7万km走行)の中古車を購入後6年使用し、車検直前に廃車し手放すことを想定し、6年間にかかる諸経費を合わせて1か月あたりにかかる費用を計算した。なお、消費税については10%で変わらないとしている(2020年2月時点の試算)。

諸経費を計算するにあたって、生活実態調査では、1か月に支出するガソリン代の平均は8,300円であった。回答者の「下から3割」に相当する層では5,000円であった。那覇市内在住であれば職場に比較的に近い場所に居住することを考えて、**1か月のガソリン代=5,000円**を計上することとした。

駐車場代については、那覇市長田地区における相場を考慮に入れて**1箇所、5,000円**かかるものと判断した。

那覇市在住20代単身者：6年間の走行距離=6,383km×6=38,298km

交通用具費：軽乗用車

費目	金額(円)	備考	6年間の金額(円)	1カ月当たりの額(円)
車両価格(車検基本料込み)	500,000		500,000	6,944
税・保険料(①～⑤)の計	98,550		341,300	4,740
①消費税(10%、取得時)	50,000		50,000	—
②軽自動車税(毎年)	7,200		43,200	—
③重量税(1年分)	3,300	2年分6,600円の1/2	19,800	—
④自賠責保険料(1年分)	6,270	2年分12,540円の1/2	37,620	—
⑤任意保険料(年額)	31,780		190,680	—
整備費用(⑥～⑩)の計			160,862	2,234
⑥車検(2年ごと)	12,000	6年間で2回	24,000	—
⑦上記の消費税(10%)	1,200	同上	2,400	—
⑧印紙代	1,400	同上	2,800	—
⑨部品・消耗品の交換費用	*詳細は下表を参照		119,693	—
⑩上記の消費税(10%)			11,969	—
合計				13,919

注1)7年落ち(2013年に初回登録、9万km走行)の中古軽乗用車(660cc)を購入後6年使用する(車検直前に手放す)。

2)Webサイトで条件に合った中古車は14台で、価格(消費税と車検基本料金込み)の最低が22万円、最高が88万円、安い方から3割程度の価格は約50万円(消費税抜き)。2020年6月調査。

3)消費税率は10%で不変とした

4)任意保険は、対人賠償・無制限、対物賠償・無制限、人身傷害・3000万円で9等級とした。

5)車検と印紙代については、Webサイトで調べた最低価格を採用した。2020年6月調査。

部品・消耗品の交換費用

費目	交換時期	部品代(円)	工賃(円)	交換回数/6年	6年間の金額(円)
エンジンオイル	10,000kmごと	1,980	500	3	7,440
オイルフィルター	10,000kmごと	1,000	720	3	5,160
バッテリー交換	4年間に1回	3,480	500	2	7,960
冷却水交換	10万kmごと	553	3,500	1	4,053
ヘッドライトバルブ	切れたら	1,380	500	1	1,880
タイヤ交換	4万kmごと	29,800	1,000	1	30,800
ファンベルト	5万kmごと	3,000	5,000	1	8,000
ブレーキフルード	車検時	7,000	5,000	2	24,000

フロントブレーキパッド	40,000 kmごと	7,000	5,000	1	12,000
リアブレーキシュー	40,000 kmごと	2,000	5,000	1	7,000
ワイバーブレードラバー	年1回	1,780	500	5	11,400
合 計					119,693

注1) 部品・消耗品の交換費用については、整備工場2社に問い合わせ設定した。2020年6月調査。

2) 部品交換時に12カ月点検を含むものとした。

3) 購入後6年間の走行距離を38,298kmとし、以下のようにして算定した。

ガソリン代(5,000円)を2020年2月時点のガソリン価格(141円/l)で除したものに、燃費(軽乗用車:15km/l)を乗じ、それを12倍することによって1年間の走行距離(6,383km)を算定し、これを6倍した。

b) 通信費: 9,875円(男女共通)

通信費については、総務省「平成26年全国消費実態調査」の単身世帯のうち、勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出(30歳未満)、九州・沖縄地方の平均」によると、男女の加重平均額は11,046円であった。

2020年2月時点での通信費の物価上昇率は、2014(平成26)年に比べ10.6%減であることから、年間 $11,046円 \times 0.894 = 9,875円$ とした。

(8) 教育費の算定: 0円

教育費については、若年単身世帯のため、今回は算定に含めない。

(9) 教養娯楽費の算定: 男性 25,620円、女性 25,177円

a) 教養娯楽耐久財: 月あたり 5,080円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用耐久財				
カラーテレビ(32型)	24,800	5	1	413
ノートパソコン	82,280	4	1	1,714
インターネット接続料(機器を含む)				2,926
USB(16G)	638	2	1	27
小 計				5,080

b) 教養娯楽用品: 男性 2,602円、女性 2,159円

水着については男性=51.4%、女性=38.5%と、いずれも7割に達していなかったが、余暇やスポーツのための道具を代表させて計上することとした。また、文庫本や雑誌等の書籍を月に1,800円分(税抜)購入するものとした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品(男性)				
水着	1,980	2	1	83
テレビゲーム機 (Switch Lite)	21,978	5	1	366
ゲームソフト	6,248	3	1	174
文庫本・雑誌				1,980
小計				2,602

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
教養娯楽用品(女性)				
水着	4,290	2	1	179
文庫本・雑誌				1,980
小計				2,159

c) 教養娯楽サービス：日帰り行楽 3,000 円、1泊以上の旅行 5,833 円、余暇費用 8,000 円

教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り行楽の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

ハイキング、ドライブ、遊園地に行くなどの日帰り行楽についての生活実態調査の結果は、「0回」が46.4%、「1回」が19%、「2回」が16.7%の順番になっていた。「2ヶ月に1回」はドライブがてら遠出することにした。1回の行楽代については平均約6,800円であったが、季節ごとで頻度がそれほど高くないことから、**日帰り行楽代を6,000円**とした(月あたり3,000円)。

1泊以上の旅行についての生活実態調査の結果は、「1回」が26.2%、「2回」が22.6%、「10回」が21.4%の順番になっていた。県外に行くには交通費がかかることを踏まえて、年に1回1泊以上の旅行に行くものとして、年間の費用を70,000円とした（1ヶ月あたり5,833円）。

生活実態調査で休日（余暇）の過ごし方を3つまでの複数回答で聞いたところ、「自宅で休養」=85.7%、「ショッピング」=38.1%、「友人・知人との交際」「スポーツ」=29.8%、「映画などの鑑賞」=23.8%などと続いた。これらのことから、上記の行楽や旅行を除いて、恋人や友人などと一緒にショッピングや映画・視劇・音楽・絵画などの鑑賞、スポーツを楽しむのを週1回（月に4回）程度とし、その余暇費用を月8,000円とした。

d) NHK受信料：1,105円

(10) 理美容費の算定：男性 5,382円、女性 13,484円

a) 理美容品：男性 1,382円、女性 8,484円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
理美容用品(男性)				
ヘアードライヤー	1,980	6	1	28
歯ブラシ	68	1	12	68
かみそり	208	1	12	208
洗顔フォーム	438	1	12	438
シャンプー	368	1	6	184
リンス・コンディショナー	383	1	6	192
ボディーシャンプー	361	1	6	181
歯磨き	168	1	6	84
小計				1,382

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
----	----	------	-----	-----

理美容用品(女性)				
ヘアードライヤー	1,980	6	1	28
ヘアアイロン	1,980	6	1	28
歯ブラシ	68	1	12	68
かみそり	208	1	12	208
ヘアブラシ	383	3	1	11
洗顔フォーム	438	1	6	219
シャンプー	368	1	6	184
リンス・コンディショナー	383	1	6	192
ボディーシャンプー	361	1	6	181
歯磨き	168	1	6	84
化粧クリーム	3,500	1	6	1,750
化粧水	4,000	1	6	2,000
乳液	3,800	1	6	1,900
ファンデーション	2,800	1	4	933
口紅	2,800	1	3	700
小 計				8,484

b) 理美容サービス：男性1ヶ月あたり4,000円、女性1ヶ月あたり5,000円

理髪(美容)料としては、聞き取り調査により男性は1ヶ月に1回で1回4,000円、女性は1ヶ月に1回5,000円とした。

(11) 身の回り用品の算定：男性 616 円、女性 758 円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
身の回り用品(男性)				
傘	580	2	1	24
旅行用かばん	6,490	5	1	108
ショルダーバッグ	2,189	5	1	36
リュックサック	4,389	5	1	73
財布	980	5	1	16
腕時計※	10,000	10	1	83
ハンカチ	300	1	4	100
帽子	2,090	1	1	174
小 計				616

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
身の回り用品(女性)				
傘	580	2	2	48
旅行用かばん	6,490	5	1	108
ショルダーバッグ	2,189	5	1	36
ハンドバッグ	2,068	5	2	69

ショッピングバッグ	528	5	1	9
リュックサック	4,389	5	1	73
財布	980	5	1	16
腕時計※	2,980	10	1	25
ネックレス※	2,000	10	2	33
イヤリング・ピアス※	1,600	10	3	40
ハンカチ	300	1	5	125
帽子	2,090	1	1	174
小計				758

(12) その他の消費支出費用：男性 17,550 円、女性 17,967 円

a) 自由裁量費：6,000 円

自由裁量費（こづかい）については、これまでの算定では計上しなかった自動販売機などでのコーヒー代、スマートフォンの有料アプリへの課金などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物財調査では保有率が分散していて 7 割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1 人 1 日 200 円として月 6,000 円とした。

b) 冠婚葬祭費：男性＝1,250 円、女性＝1,667 円

生活実態調査では、冠婚葬祭の参加状況は「ほとんど参加している」が 60.7%であった。また、昨年の参加回数は「1 回」＝29.8%、「0 回」＝23.8%、「2 回」＝19%、「5 回以上」＝10.7%と続いた。これらことから、1 年間に 1 回結婚式に参加するものとして、その 1 回あたりの費用は男性＝15,000 円、女性＝20,000 円とした（月あたり男性＝1,250 円、女性＝1,667 円）。

c) お中元・お歳暮：0 円

生活実態調査では、「贈らないことにしている」が 46.4%であり、贈らないと判断した。

d) プレゼント費用：5,833 円

見舞金やお年玉・クリスマスや誕生日等のプレゼント費用については、平均額は約 53,000 円/年間であった。合意形成会議の結果、この額を上回る年間 70,000 円（月あたり 5,833 円）を計上した。

e) 忘年会等：1,667円

忘年会や新年会、歓送迎会について昨年の参加回数を調べたところ、「3回」が最も多く31%で、次いで「5回以上」が28.6%、「2回」が13.1%と続いた。忘・新年会、歓送迎会のうち年4回は出席し、1回5,000円支出することにした（月あたり1,667円）。

f) 共益費：1,000円

生活実態調査では、共益費について回答した人は全体の59.5%であった。また、市場調査での当該家賃の物件における共益費も参考にして、共益費は1,000円とした。

g) 自治会費：0円

合意形成会議での聞き取りの結果、自治会費は支払わないものとした。

h) 組合費：1,800円

現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月1,800円を想定（所得の1%を目安）して計上した。

(13) 予備費：男性17,900円、女性18,200円

その他、予備費として、消費支出の1割を計上する。これは、個々人の多様性を考慮したものである。たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。

(14) 総括

表4：沖縄県那覇市在住25歳単身世帯（男女）の最低生計費試算の結果

	男	女
消費支出	179,439	182,095
食費	41,266	33,200
家での食事	25,015	21,619
外食・昼食	10,000	4,000
外食・会食	5,000	6,500
廃棄分	1,251	1,081
住居費	36,458	36,458
家賃	35,000	35,000
更新料	1,458	1,458
光熱・水道	8,764	10,424
家具・家事用品	3,826	3,851
家事用耐久財	1,155	1,155

冷暖房機器	32	32
居間・寝室用家具	121	121
応接・書斎用家具	21	21
室内装飾品	341	341
寝具類	581	581
家事雑貨	685	710
家事用消耗品	890	890
被服・履物	5,021	3,339
被服・履物	4,838	3,064
洗濯代	183	275
保健医療費	1,142	3,643
保健医療費	1,142	3,643
交通・通信	33,794	33,794
交通費（ガソリン代）	5,000	5,000
駐車場代	5,000	5,000
交通用具費	13,919	13,919
通信費	9,875	9,875
教育	0	0
教養娯楽	25,620	25,177
教養娯楽耐久財	5,080	5,080
書籍	1,980	1,980
教養娯楽用品	622	179
日帰り行楽	3,000	3,000
旅行	5,833	5,833
余暇費用	8,000	8,000
NHK受信料等	1,105	1,105
理美容費	5,382	13,484
理美容用品	1,382	8,484
理美容サービス	4,000	5,000
身の回り用品	616	758
その他	17,550	17,967
自由裁量費	6,000	6,000
冠婚葬祭費	1,250	1,667
お中元・お歳暮	0	0
プレゼント費用	5,833	5,833
忘年会等	1,667	1,667

	共益費・自治会費	1,000	1,000
	組合費	1,800	1,800
非消費支出		48,977	48,977
	所得税	8,944	8,944
	住民税	8,058	8,058
	社会保険料	31,975	31,975
予備費		17,900	18,200
最低生計費	税等抜き月額	197,339	200,295
	税等込み月額	246,316	249,272
	税等込み年額	2,955,792	2,991,264
必要最低賃金額（173.8 時間換算）		1,417	1,434
必要最低賃金額（150 時間換算）		1,642	1,662
最低賃金額		790 円（2020）	

（注1）消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費＝消費支出×10%（100円未満切り捨て）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費

（注2）一般的に正規労働者には「通勤手当」が支給されるケースが多い。たとえば、企業から通勤手当が支給されたとすると、そのぶん最低生計費は減る。

（注3）非消費支出には、「所得税」＝8,944円、「住民税」＝8,058円、「社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）」＝31,975円を含む。

（注4）非消費支出の算出方法は、以下の通り。

1) 所得税

4月分の給与を180,000円とすると、国税庁『令和2(2020)年分 源泉徴収税額表』より、3,120円。これにボーナスに対する分（月額5,824円）を加算すると、**8,944円**

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与所得＝266万円×70%－18万円＝1,682,000円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝1,682,000円－（383,705円＋33万円）＝968,295円

市民税（税率6%）は、

968,295円×6%＝58,097円

県民税（同4%）は、

968,295円×4%＝38,731円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、58,097円－3,000円＝55,000円

県民税は、 $38,731 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 36,700 \text{ 円}$

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	1,500円

したがって、住民税額（年額）は、 $55,000 \text{ 円} + 36,700 \text{ 円} + 3,500 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円} = 96,700 \text{ 円}$ となり、1か月当たりでは**8,058円**となる。

3) 社会保険料

① 厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額 180,000 円では、16,470 円が本人負担分

③ 協会けんぽ（沖縄県）保険料率=9.95%（うち労働者分=4.975%）

→標準報酬月額 180,000 円では、8,955 円が本人負担分

④ 雇用保険料率（失業給付分）=0.9%（うち労働者分=0.3%）

→月収を 180,000 円とすると、540 円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、 $16,470 \text{ 円} + 8,955 \text{ 円} + 540 \text{ 円} = 25,965 \text{ 円}$ となり、 $\times 12 \text{ ヶ月分} = 311,580 \text{ 円}$ となる。これにボーナス分 72,125 円を加えると **383,705 円**となる（月あたり **31,975 円**）。

おわりに一試算の結果からみえること

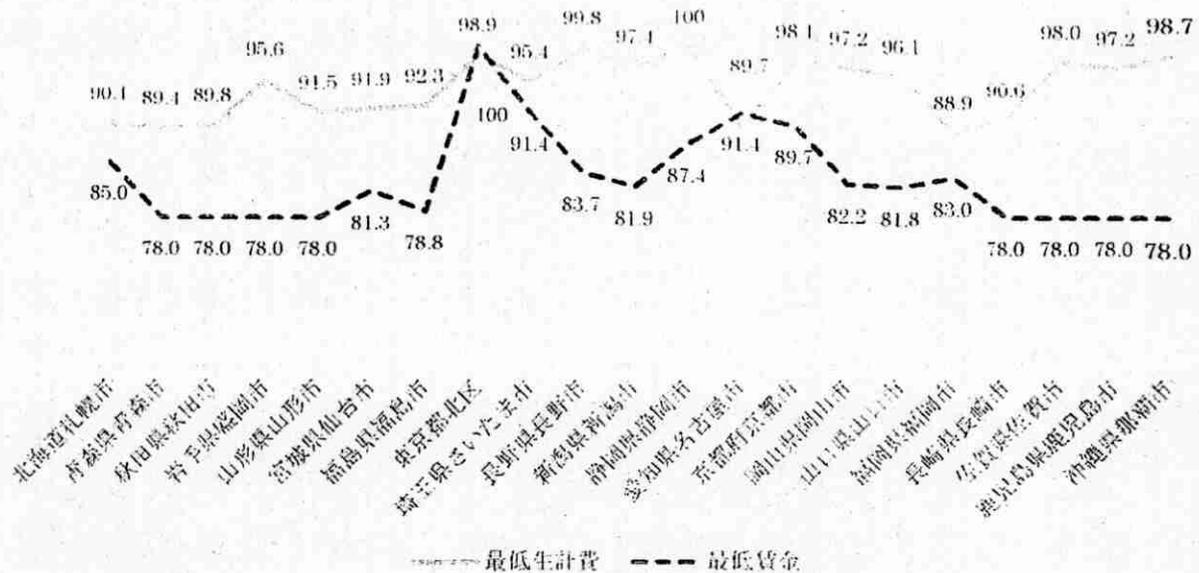
今回の調査結果から得られたのは、これまで実施された他の地域における調査結果と同じく、「現行の最低賃金額はあまりにも低すぎる」「最低生計費は全国どこでもほぼ同水準である」という結論である。沖縄県那覇市に住む25歳単身者の最低生計費（税・社会保険料込み）は、**男性=246,316円、女性=249,272円**であり、これらを中央最賃審議会が用いている月173.8時間の所定内労働時間（法的に許される最長の所定内労働時間）で換算すると、**男性=1,417円/時間、女性=1,434円/時間**とそれぞれなる。現在の沖縄県の最低賃金額は全国で最も低い790円/時間であり、今回の試算から得られた健康で文化的な暮らしを送るために必要な時給とは600円以上もの隔りがある。さらに、人間らしい生活と両立させるような労働時間=月150時間で換算すると、**男性=1,642円/時間、女性=1,662円/時間**となり、現行の最低賃金額との格差がますます拡大することになる。

また、図1は2015年から2020年にかけて実施された最低生計費調査の結果を含めて比較したものである。現状で最も高い静岡県静岡市の最低生計費のほぼ9割の範囲内に、今回の沖縄県那覇市も含めて全国の最低生計費が収まっている。すなわち、最低生計費は、全国どこでも同水準にあると言ってよい。

ここには、「大都市では生計費が高く、地方都市では低い」という“常識”はみられない。このことは、2019年に実施された東京都の調査結果と比較すれば明らかである（表5参照）。消費増税前ということをし差し引いても、ほとんど生計費に差がないことが確認できる。確かに、住居費は東京都のほうが2万円以上回るが、反対に交通・通信費は那覇市が2万円以上高くなっている。これは自動車を所有の有無が要因である。自動車が必需品である地方の生活費は低くならないのである。

さらに、那覇市（2級地-1）における25歳単身者の生活保護基準は、103,620円（内訳：生活扶助基準額=71,620円+住宅扶助特別基準額32,000円）であり、医療扶助や勤労控除等を考慮したとしても、今回の調査結果から得られた消費支出179,439円（男性）、182,095円（女性）と大きな隔たりがみられた。

図1 最低生計費および最低賃金額の格差の比較



（注）岡山、長野は2020年に、佐賀、長崎、東京は2019年に、京都、山口調査は2018年に、福岡調査は2017年に、北海道、東北各県、埼玉調査は2016年に、新潟、静岡、愛知調査は2015年にそれぞれ実施されている。

この結果をもとに、まずは「だれでも8時間はたらけば、どこでも普通に生活できる」ように、最低賃金や社会保障の水準を引き上げていくことが、急務の課題であろう。そしてこのことは、冒頭に述べたように、貧困や地域間格差を無くし、コロナ対策にもつながるのである。

今後も、子育て世帯やひとり親世帯などさまざまな世帯類型における最低生計費試算を行い、公表していく予定である。

表5 東京と沖縄の最低生計費の比較

	25歳男性	25歳男性
	東京都北区	沖縄県那覇市
消費支出	179,804	179,439
食費	41,361	41,266
住居費	57,292	36,458
光熱・水道	6,955	8,764
家具・家事用品	2,540	3,826
被服・履物	6,806	5,021
保健医療	1,009	1,142
交通・通信	12,075	33,794
教養娯楽	25,577	25,620
その他	23,189	23,548
非消費支出	51,938	48,977
予備費	17,900	17,900
最低生計費	197,704	197,339
税込み月額	249,642	246,316
税込み年額	2,995,704	2,955,792
最低賃金額 (2020年)	1013円	790円

(参考文献)

- 金澤誠一 (2012) 『最低生計費調査とナショナルミニマム』本の泉社
 中澤秀一 (2011) 「現代版マーケット・バスケット方式による貧困の測定」『貧困研究』明石書店
 中澤秀一編著 (2012) 『これだけは必要だ！静岡県の最低生計費』本の泉社
 中澤秀一 (2015) 「新たな最低生計費調査の実施に向けて」『静岡県労働研究所所報』第28号
 福祉国家構想研究会編 (2018) 『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』大月書店

(掲載省略)

参考資料

- 1 中央最低賃金審議会第1回目安に関する小委員会資料
主要統計資料（令和2年6月26日）
- 2 同審議会第2回目安に関する小委員会配布資料（令和2年7月10日）
 - (1) 令和2年賃金改定状況調査結果
 - (2) 生活保護と最低賃金
 - (3) 地域別最低賃金額、未満率及び影響率
 - (4) 賃金分布に関する資料
 - (5) 最新の経済指標の動向
 - (6) 新型コロナウイルス感染症関係資料
 - (7) (参考資料) 第1回目安小委員会における委員からの追加要望資料
- 3 同審議会第3回目安に関する小委員会配布資料（令和2年7月15日）
(参考資料) 第2回目安小委員会における委員からの追加要望資料
- 4 目安額にかかる報道状況
- 5 民間給与関係、標準生計費及び労働経済指数
(沖縄県人事委員会「令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告」より)
- 6 沖縄県家計調査結果の概要（令和2年5月分、2019年平均）
(沖縄県企画部統計課)
- 7 県内金融経済概況（2020年7月16日 日本銀行那覇支店）
県内企業短期経済観測調査結果（2020年6月調査 同上）
- 8 2020 春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果
(2020年7月6日 日本労働組合総連合会)
2020 春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果（加重平均）
(2020年6月12日 日本経済団体連合会)
2020 春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果（加重平均）
(2020年5月21日 同上)
- 9 都道府県別の賃金（男女計）
都道府県、性、学歴別初任給及び都道府県間格差
(令和元年賃金構造基本統計調査結果抜粋)